

東海第二発電所

設計及び工事計画変更認可申請書

補足説明資料

(改 8)

令和 4 年 9 月

日本原子力発電株式会社

補足説明資料名称

工認添付書類	補足説明資料
—	補足－1 設計及び工事計画変更認可申請における適用条文等の整理について（改1）
—	補足－2 設計及び工事計画変更認可申請書に添付する書類の整理について（改1）
—	補足－3 工事の方法に関する補足説明資料
—	補足－4 原子炉棟換気系改造工事の概要について（改8）
—	補足－5 原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ改造工事の概要について（改2）

初版：2022年 3月 1日

改1：2022年 3月28日

　　補足－4：前回ヒアリング（3月11日）コメント反映【p538～556】

改2：2022年 4月 8日

　　補足－4：前回ヒアリング（3月28日）コメント反映【p539～544, p548～552】

改3：2022年 6月 1日

　　補足－4：前回ヒアリング（4月 8日）コメント反映

　　・概要説明書（ppt）の修正【p537～569】

　　・設置許可基準規則等基準適合性に係る説明資料の追加【p570～1216】

改4：2022年 7月14日

　　補足－4：前回ヒアリング（6月10日）コメント反映【p537～1280】

　　補足－6：補足－4のコメント回答資料の追加【p1292～1304】

改5：2022年 8月23日

　　補足－4：前回ヒアリング（7月14日）コメント反映【p537～636】

改6：2022年 9月 2日

　　補足－4：前回ヒアリング（8月23日）コメント反映

　　・概要説明書（ppt）の修正【p537～640】

　　・上記資料の修正に伴う、設置許可基準規則等基準適合性に係る説明資料の修正【p641～1287】

改7：2022年 9月14日

　　補足－4：前回ヒアリング（9月2日）コメント反映【p537～562】

　　補足－5：補足－4コメント反映の水平展開【p1289～1298】

改8：2022年 9月27日

　　補足－1：前回ヒアリング（9月14日）コメント反映【p3～510】

　　補足－2：補足－1コメント反映の水平展開【p512～518】

　　補足－4：前回ヒアリング（9月14日）コメント反映【p537～562】

　　・参考資料－6 の追加【p642～644】

　　補足－5：前回ヒアリング（9月14日）コメント反映【p1290～1299】

本資料のうち、□は商業秘密又は核物質防護上の観点から公開できません。

補足－1 【設計及び工事計画変更認可申請における
適用条文等の整理について】
(改1)

設計及び工事計画変更認可申請における適用条文等の整理について

1. 概 要

今回、東海第二発電所の原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの一部について設置場所を変更するため、設計及び工事の計画の変更認可申請を行う。

本資料では、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく当該手続きを行うにあたり、申請対象が適用を受ける「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の条文を整理するとともに、適合性の確認が必要となる条文を明確にする。

2. 適用条文の整理結果

本設計及び工事の計画の申請対象である原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの適用条文は、下表及び補足-5並びに添付書類に示すとおり。

【申請対象】

- 計測制御系統施設
 - 7 工学的安全施設等の起動信号
 - 7.3 原子炉建屋ガス処理系
 - 常設
 - a. 原子炉建屋放射能高
- 放射線管理施設
 - 1 放射線管理用計測装置
 - (1) プロセスマニタリング設備
 - ハ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排氣中の放射性物質濃度を計測する装置
 - 常設
 - d. 原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ

【凡例】

- ：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
- △：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文、又は工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できる条文
- ×：適用を受けない条文

3. 用語の使い分けについて

本資料における用語の使い分けについては、以下のとおりとする。

- ・原子炉建屋原子炉棟 ⇒ 原子炉本体の二次格納施設（建屋）を示す名称。
- ・原子炉建屋付属棟 ⇒ 原子炉建屋原子炉棟の外側に隣接する建屋を示す名称。
- ・原子炉建屋 ⇒ 「原子炉建屋原子炉棟」及び「原子炉建屋付属棟」を合わせて示す名称。

- ・原子炉建屋付属棟（廃棄物処理棟） ⇒ 「原子炉建屋付属棟」のうち、主に原子炉棟の東側（廃棄物処理施設設置）エリアを示す名称。

(1) 計測制御系統施設

今回の申請対象は重大事故等対処施設（以下「SA」という。）ではないため、SAへの基準適合を要求する条文である第49条～第78条には該当しない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第 4 条 設計基準対象施設の地盤	×	<p>今回の放射線モニタの改造では、設置床高さ及び原子炉建屋付属棟の重量に変更はなく、平成30年10月18日付け原規規発第1810181号にて認可された工事の計画（以下「既工事計画」という。）で確認された設計基準対象施設の地盤に係る設計に変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p style="text-align: right;">(添付書類1)</p>
第 5 条 地震による損傷の防止	△	<p>今回の放射線モニタの改造では、「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の一部改正（平成30年6月8日、以下同様）」に定める耐震に係る設計を変更するものではない。また、地震による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p style="text-align: right;">(添付書類2)</p>
第 6 条 津波による損傷の防止	△	<p>今回の放射線モニタの改造を踏まえた津波による損傷の防止に関する設計への影響を確認する必要があるが、入力津波に変更はなく、津波による損傷防止が図られた原子炉建屋内の改造であり既工事計画で確認された設計を変更するものではない。また、津波による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p style="text-align: right;">(添付書類3)</p>

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第 7 条 外部からの衝撃による損傷の防止	△	<p>今回の放射線モニタの改造を踏まえた外部からの衝撃による損傷の防止に関する設計への影響を確認する必要があるが、系統構成に変更はなく、外部からの衝撃による損傷防止が図られた原子炉建屋内の改造であることから、既工事計画において確認された想定される自然現象及び人為事象や防護する設計を変更するものではない。また、外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p>(添付書類 4)</p>
第 8 条 立ち入りの防止	×	今回の放射線モニタの改造では、立ち入りの防止に係る設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第 9 条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	×	今回の放射線モニタの改造では、人の不法な侵入等の防止に係る設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第 10 条 急傾斜地の崩壊の防止	×	東海第二発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないため、審査対象条文とならない。
第 11 条 火災による損傷の防止	△	<p>今回の放射線モニタの改造を踏まえた火災による損傷の防止に関する設計への影響を確認する必要があるが、系統構成に変更はなく、既工事計画で確認された火災防護を行う機器等の選定並びに火災区域及び火災区画の設定、火災発生防止に係る設計、火災の感知及び消火に係る設計、火災の影響軽減対策に係る設計、その他の内部火災に係る防護の設計を変更するものではない。また、火災による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p>(添付書類 5)</p>

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第12条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	<p>今回の放射線モニタの改造では、原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ（検出器）の配置を異なる溢水防護区画に変更することから、既工事計画で確認された溢水防護対象設備の選定、溢水源、溢水量、溢水防護区画及び溢水経路の設定、溢水防護対象設備に関する溢水評価及び防護設計、その他の溢水防護設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があるため、変更の工事の内容（本申請内容）に関連し、審査対象条文とする。</p> <p style="text-align: right;">(添付書類6)</p>
第13条 安全避難通路等	×	今回の放射線モニタの改造では、当該設備の配置の変更があるが、安全避難通路等に変更がないため、審査対象条文とならない。
第14条 安全設備	△	<p>今回の放射線モニタの改造により、安全設備に関する設計への影響を確認する必要があるが、改造箇所は原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ（検出器）の原子炉建屋付属棟内での配置の変更であり、既工事計画で確認された設計基準事故時に想定される環境条件に変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p style="text-align: right;">(添付書類7)</p>
第15条 設計基準対象施設の機能	△	<p>今回の放射線モニタの改造により、設計基準対象施設の機能への影響を確認する必要があるが、今回の改造により他発電所との共用する設備はなく、既工事計画で確認された保守点検及び飛散物による損傷防護に係る基本設計方針に変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p style="text-align: right;">(添付書類8)</p>
第16条 全交流動力電源喪失対策設備	×	今回の放射線モニタの改造では、全交流動力電源喪失対策設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第17条 材料及び構造	×	今回の放射線モニタの改造では、材料及び構造に係る設備に該当しないため、審査対象条文とならない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第18条 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	維持基準であることから、審査対象条文とならない。
第19条 流体振動等による損傷の防止	×	今回の放射線モニタの改造では、流体振動等による損傷の防止に係る設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第20条 安全弁等	×	今回の放射線モニタの改造では、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第21条 耐圧試験等	×	施設時基準又は維持基準であることから、審査対象条文とならない。
第22条 監視試験片	×	容器の中性子照射による劣化に対する要求であり、対象設備は本条文の適用を受ける設備ではないため、審査対象条文とならない。
第23条 炉心等	×	今回の放射線モニタの改造では、炉心等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第24条 熱遮蔽材	×	今回の放射線モニタの改造では、熱遮蔽材に該当しないため、審査対象条文とならない。
第25条 一次冷却材	×	今回の放射線モニタの改造では、一次冷却材に該当しないため、審査対象条文とならない。
第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	今回の放射線モニタの改造では、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第27条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	今回の放射線モニタの改造では、原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないため、審査対象条文とならない。
第28条 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	今回の放射線モニタの改造では、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第29条 一次冷却材処理装置	×	今回の放射線モニタの改造では、一次冷却材処理装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
第30条 逆止め弁	×	今回の放射線モニタの改造では、逆止め弁に該当しないため、審査対象条文とならない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第31条 蒸気タービン	×	今回の放射線モニタの改造では、蒸気タービンに該当しないため、審査対象条文とならない。
第32条 非常用炉心冷却設備	×	今回の放射線モニタの改造では、非常用炉心冷却設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第33条 循環設備等	×	今回の放射線モニタの改造では、循環設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第34条 計測装置	×	今回の放射線モニタの改造では、計測装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
第35条 安全保護装置	△	今回の放射線モニタの改造を踏まえた安全保護装置に関する設計への影響を確認する必要があるが、原子炉建屋ガス処理系を自動的に作動させる安全保護装置の機能に変更がなく、既工事計画において確認された設計を変更するものではない。また、安全保護装置に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならない。 (添付書類9)
第36条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	今回の放射線モニタの改造では、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないため、審査対象条文とならない。
第37条 制御材駆動装置	×	今回の放射線モニタの改造では、制御材駆動装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
第38条 原子炉制御室等	×	今回の放射線モニタの改造では、原子炉制御室等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第39条 廃棄物処理設備等	×	今回の放射線モニタの改造では、廃棄物処理設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第40条 廃棄物貯蔵設備等	×	今回の放射線モニタの改造では、廃棄物貯蔵設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第41条 放射性物質による汚染の防止	×	今回の放射線モニタの改造では、放射性物質による汚染の防止が適用される設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第42条 生体遮蔽等	×	今回の放射線モニタの改造では、生体遮蔽等に該当しないため、審査対象条文とならない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第43条 換気設備	×	今回の放射線モニタの改造では、換気設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第44条 原子炉格納施設	×	今回の放射線モニタの改造では、原子炉格納施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
第45条 保安電源設備	×	今回の放射線モニタの改造では、保安電源設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第46条 緊急時対策所	×	今回の放射線モニタの改造では、緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。
第47条 警報装置等	×	今回の放射線モニタの改造では、警報装置等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第48条 準用	×	今回の放射線モニタの改造では、補助ボイラ、電気設備等の準用が適用される設備に該当しないため、審査対象条文とならない。

(2) 放射線管理施設

今回の申請対象は重大事故等対処施設（以下「SA」という。）ではないため、SAへの基準適合を要求する条文である第49条～第78条には該当しない。

技術基準規則	要否 判断	理由
設計基準対象施設		
第4条 設計基準対象施設の地盤	×	<p>今回の放射線モニタの改造では、設置床高さ及び原子炉建屋付属棟の重量に変更はなく、平成30年10月18日付け原規規発第1810181号にて認可された工事の計画（以下「既工事計画」という。）で確認された設計基準対象施設の地盤に係る設計に変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p style="text-align: right;">(添付書類1)</p>
第5条 地震による損傷の防止	△	<p>今回の放射線モニタの改造では、「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の一部改正」に定める耐震に係る設計を変更するものではない。また、地震による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p style="text-align: right;">(添付書類2)</p>
第6条 津波による損傷の防止	△	<p>今回の放射線モニタの改造を踏まえた津波による損傷の防止に関する設計への影響を確認する必要があるが、入力津波に変更はなく、津波による損傷防止が図られた原子炉建屋内の改造であり既工事計画で確認された設計を変更するものではない。また、津波による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p style="text-align: right;">(添付書類3)</p>
第7条 外部からの衝撃による損傷の防止	△	<p>今回の放射線モニタの改造を踏まえた外部からの衝撃による損傷の防止に関する設計への影響を確認する必要があるが、系統構成に変更はなく、外部からの衝撃による損傷防止が図られた原子炉建屋内の改造であることから、既工事計画において確認された想定される自然現象及び人為事象や防護する設計を変更するものではない。また、外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p style="text-align: right;">(添付書類4)</p>

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第 8 条 立ち入りの防止	×	今回の放射線モニタの改造では、立ち入りの防止に係る設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第 9 条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	×	今回の放射線モニタの改造では、人の不法な侵入等の防止に係る設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第 10 条 急傾斜地の崩壊の防止	×	東海第二発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないため、審査対象条文とならない。
第 11 条 火災による損傷の防止	△	<p>今回の放射線モニタの改造を踏まえた火災による損傷の防止に関する設計への影響を確認する必要があるが、系統構成に変更はなく、既工事計画で確認された火災防護を行う機器等の選定並びに火災区域及び火災区画の設定、火災発生防止に係る設計、火災の感知及び消火に係る設計、火災の影響軽減対策に係る設計、その他の内部火災に係る防護の設計を変更するものではない。また、火災による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p>(添付書類 5)</p>
第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	<p>今回の放射線モニタの改造では、原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ（検出器）の配置を異なる溢水防護区画に変更することから、既工事計画で確認された溢水防護対象設備の選定、溢水源、溢水量、溢水防護区画及び溢水経路の設定、溢水防護対象設備に関する溢水評価及び防護設計、その他の溢水防護設計に影響がないこと（適合していること）を確認する必要があるため、変更の工事の内容（本申請内容）に関連し、審査対象条文とする。</p> <p>(添付書類 6)</p>
第 13 条 安全避難通路等	×	今回の放射線モニタの改造では、当該設備の配置の変更があるが、安全避難通路等に変更がないため、審査対象条文とならない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第 14 条 安全設備	△	<p>今回の放射線モニタの改造により、安全設備に関する設計への影響を確認する必要があるが、改造箇所は原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ（検出器）の原子炉建屋付属棟内の配置の変更であり、既工事計画で確認された設計基準事故時に想定される環境条件に変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p style="text-align: right;">(添付書類 7)</p>
第 15 条 設計基準対象施設の機能	△	<p>今回の放射線モニタの改造により、設計基準対象施設の機能への影響を確認する必要があるが、今回の改造により他発電所との共用する設備はなく、既工事計画で確認された保守点検及び飛散物による損傷防護に係る基本設計方針に変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p style="text-align: right;">(添付書類 8)</p>
第 16 条 全交流動力電源喪失対策 設備	×	今回の放射線モニタの改造では、全交流動力電源喪失対策設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第 17 条 材料及び構造	×	今回の放射線モニタの改造では、材料及び構造に係る設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第 18 条 使用中の亀裂等による破 壊の防止	×	維持基準であることから、審査対象条文とならない。
第 19 条 流体振動等による損傷の 防止	×	今回の放射線モニタの改造では、流体振動等による損傷の防止に係る設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第 20 条 安全弁等	×	今回の放射線モニタの改造では、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第 21 条 耐圧試験等	×	施設時基準又は維持基準であることから、審査対象条文とならない。
第 22 条 監視試験片	×	容器の中性子照射による劣化に対する要求であり、対象設備は本条文の適用を受ける設備ではないため、審査対象条文とならない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第23条 炉心等	×	今回の放射線モニタの改造では、炉心等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第24条 熱遮蔽材	×	今回の放射線モニタの改造では、熱遮蔽材に該当しないため、審査対象条文とならない。
第25条 一次冷却材	×	今回の放射線モニタの改造では、一次冷却材に該当しないため、審査対象条文とならない。
第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	今回の放射線モニタの改造では、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第27条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	今回の放射線モニタの改造では、原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないため、審査対象条文とならない。
第28条 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	今回の放射線モニタの改造では、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第29条 一次冷却材処理装置	×	今回の放射線モニタの改造では、一次冷却材処理装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
第30条 逆止め弁	×	今回の放射線モニタの改造では、逆止め弁に該当しないため、審査対象条文とならない。
第31条 蒸気タービン	×	今回の放射線モニタの改造では、蒸気タービンに該当しないため、審査対象条文とならない。
第32条 非常用炉心冷却設備	×	今回の放射線モニタの改造では、非常用炉心冷却設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第33条 循環設備等	×	今回の放射線モニタの改造では、循環設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第34条 計測装置	×	今回の放射線モニタの改造では、計測装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
第35条 安全保護装置	×	今回の放射線モニタの改造では、安全保護装置に該当しないため、審査対象条文とならない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第36条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	今回の放射線モニタの改造では、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないため、審査対象条文とならない。
第37条 制御材駆動装置	×	今回の放射線モニタの改造では、制御材駆動装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
第38条 原子炉制御室等	×	今回の放射線モニタの改造では、原子炉制御室等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第39条 廃棄物処理設備等	×	今回の放射線モニタの改造では、廃棄物処理設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第40条 廃棄物貯蔵設備等	×	今回の放射線モニタの改造では、廃棄物貯蔵設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第41条 放射性物質による汚染の防止	×	今回の放射線モニタの改造では、放射性物質による汚染の防止が適用される設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第42条 生体遮蔽等	×	今回の放射線モニタの改造では、生体遮蔽等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第43条 換気設備	×	今回の放射線モニタの改造では、換気設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第44条 原子炉格納施設	×	今回の放射線モニタの改造では、原子炉格納施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
第45条 保安電源設備	×	今回の放射線モニタの改造では、保安電源設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第46条 緊急時対策所	×	今回の放射線モニタの改造では、緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。

技術基準規則	要否 判断	理 由
設計基準対象施設		
第47条 警報装置等	△	<p>今回の放射線モニタの改造を踏まえた警報装置等に関する設計への影響を確認する必要があるが、原子炉建屋放射能高の警報装置の構成に変更はなく、既工事計画で確認された設計を変更するものではない。また、警報装置等に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならない。</p> <p>(添付書類10)</p>
第48条 準用	×	今回の放射線モニタの改造では、補助ボイラ、電気設備等の準用が適用される設備に該当しないため、審査対象条文とならない。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の条文整理の詳細

- 各添付書類において、設計及び工事計画変更認可申請における技術基準規則に対する適合条文の整理の詳細を示す。
- 各添付書類の資料構成は、今回の改造による既認可工事計画^{※1}で確認された適合性への影響等の整理のため、以下に示す構成としている。

★補足の表の「要否判断」が「○」「△」の場合

- ・「1. 基準適合性の確認範囲」において、今回の改造にあたって確認する必要がある既認可工事計画^{※1}の確認範囲を整理し、当該範囲の既認可工事計画^{※1}で示されている適合性を確認するために必要な評価方法等を纏めた。
- ・「2. 確認結果」では、「1. 基準適合性の確認範囲」で纏めた評価方法等に基づき、今回の改造による影響を確認した結果を示す。
今回の改造による影響を確認するために必要な内容は、各添付書類に示す既認可工事計画^{※1}（抜粋）及び補足－5「原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ改造工事の概要について」に示す。
- ・「3.まとめ」では、「2. 確認結果」を踏まえて、既認可工事計画^{※1}で確認された適合性への影響の有無及び理由を纏め、纏めた内容を補足－1の表で総括する。

★補足の表の「要否判断」が「×」の場合

- ・「1. 基準適合性の確認結果」にて今回の改造による影響を確認した結果を示す。

※1：東海第二発電所の工事計画（原規規発第 1810181 号。平成 30 年 10 月 18 日認可。）

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第4条 設計基準対象施設の地盤】

1. 基準適合性の確認結果

①設計基準対象施設の地盤

今回の放射線モニタの改造では、設置床高さ及び原子炉建屋付属棟の重量に変更はなく、既工事計画で確認された設計基準対象施設の地盤に係る設計に変更がないことから、審査対象条文とならない。

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第5条 地震による損傷の防止】

1. 基準適合性の確認範囲

①耐震設計の基本事項については、設計基準対象施設は、これに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、設置変更許可申請書の設計方針に基づく手法を適用し、施設の耐震設計上の重要度に応じてSクラス、Bクラス、Cクラスに分類した上で、それぞれの施設の耐震重要度に応じた地震力に対する構造強度を確保する設計としている。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（1, 4, 5頁参照）

「V-2-8-2-4 原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの耐震性についての計算書」（1, 14頁参照）

b. 既工事計画においては、耐震重要施設（Sクラスの施設）については、基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがない施設とするため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、耐震工認審査ガイドを踏まえ、工事計画認可において実績のあるJ E A G 4601等の規格及び基準等に基づく手法を適用して、当該施設の機能を維持する設計としていることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（1, 4, 5頁参照）

「V-2-8-2-4 原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの耐震性についての計算書」（1, 14頁参照）

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

②耐震重要度分類について

既工事計画においては、設計基準対象施設の耐震重要度分類は、施設の耐震設計上の重要度に応じてSクラス、Bクラス、Cクラスに分類していること、施設に要求される安全機能の役割に応じて、施設を構成する設備（主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物、波及的影響を考慮すべき施設）に適切に区分していることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（5頁参照）

「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」（1, 2, 7, 21頁参照）

「補足-5 【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ改造工事の概要について】参考」

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第5条 地震による損傷の防止】

- ③地震力の算定方法について
- a. 既工事計画においては、静的地震力は、設置変更許可申請書の設計基準対象施設の耐震設計で示された静的地震力の算定方針に基づき、施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、施設の振動特性及び地盤の種類を考慮するなどして、建物・構築物、機器・配管系のそれぞれに対して適切に算定していることを記載している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（7,8頁参照）
 - b. 既工事計画においては、動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用し、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_dから定める入力地震動を適用している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（8頁参照）
- 今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

④荷重の組合せについて

- a. 既工事計画においては、建物・構築物、機器・配管系、津波防護施設等は、耐震重要度分類に応じて、それぞれの施設に作用する地震力と地震力以外の荷重を適切に組み合わせていることを記載している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（13,15頁参照）
 - b. 既工事計画においては、地震荷重と風荷重又は積雪荷重との組合せについて、風荷重又は積雪荷重の影響が地震荷重と比べて無視できない構造、形状及び仕様を有する施設を屋外施設から選定し、当該施設の評価において考慮していることを記載している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（15頁参照）
- 今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第5条 地震による損傷の防止】

- ⑤許容限界について
- a. 既工事計画においては、建物・構築物、機器・配管系のそれぞれの強度評価における許容限界については、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づき、施設の機能を維持又は構造強度を確保できる設定としていることを記載している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(15, 16頁参照)
 - b. 既工事計画においては、地震時又は地震後に電気的機能が要求される機器等の機能維持評価における許容限界については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を設定していることを記載している。
 - 「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」(2, 18頁参照)
- 今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

⑥波及的影響について

- a. 既工事計画においては、波及的影響に属する施設の抽出及び耐震計算を適切に実施し、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、耐震重要施設（Sクラスの施設）の安全機能を損なわない設計としていることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（6頁参照）

「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」（1頁参照）

- b. 既工事計画においては、考慮すべき事象については、原子力発電所の地震被害を調査し、その結果を考慮した上で、設置地盤及び地盤応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下、下位クラスの施設との接続部における相互影響、下位クラスの施設の損傷、転倒、落下等を選定していることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（6,7頁参照）

「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」（1頁参照）

- c. 既工事計画においては、考慮すべき施設については、敷地全体を俯瞰した調査・検討に基づき、選定した事象ごとに波及的影響を及ぼす可能性のある下位クラスの施設又は波及的影響を受ける可能性のある上位クラスの施設を抽出していることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（7頁参照）

「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」（7,21頁参照）

「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」（3頁参照）

「補足-5【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ改造成工事の概要について】参照」

- d. 既工事計画においては、耐震計算については、抽出した下位クラスの施設が、上位クラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して耐震性を有していること、又は抽出した上位クラスの施設が、下位クラスの施設の波及的影響の発生によって作用する荷重に対して機能に影響を受けない状態に留まることを記載している。

「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」（7頁参照）

「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」（10頁参照）

今回の変更認可申請に伴い、波及的影響を考慮した設計に変更がなく、上記方針を踏まえて設計していることを確認する。

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について

【第5条 地震による損傷の防止】

⑦水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる影響評価について
既工事計画においては、水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについては、耐震重要施設及びその間接支持構造物並びに波及的影響を考慮すべき施設を対象に、当該組合せの適用によって水平1方向及び鉛直方向の地震力を組み合わせた耐震計算への影響の可能性がある施設又は設備を抽出し、三次元応答性状を考慮した上で基準地震動を適用して当該組合せの適用が耐震性評価に及ぼす影響を評価していることを記載している。

「V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」（1頁参照）

「V-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」（42, 47, 48, 50頁参照）

「補足-340-7 水平2方向及び鉛直方向の適切な組合せに関する検討について」（79, 81, 82, 別紙3-95, 別紙4-35, 59頁参照）

「補足-340-13 機電分耐震計算書の補足について」（81, 149頁参照）

今回の変更認可申請に伴い、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針に変更がないことを確認する。また、耐震性評価に及ぼす影響の評価に変更がないことを確認する。

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第5条 地震による損傷の防止】

2. 確認結果

確認図書名	確認結果
補足-5 【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ改造成工事の概要について】	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、当該設備の機能及び設置場所における周辺施設に変更がないことを確認した。【②, ⑥c】
V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、耐震設計、耐震重要度分類、地震力の算定、荷重の組合せ、許容限界及び波及的影響を考慮した設計などの基本方針に変更がないことを確認した。 【①～⑥】
V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、機能及び設置場所における周辺施設に変更がないことから、耐震重要度分類及び波及的影響を考慮すべき施設区分の基本方針に変更がないことを確認した。 【②, ⑥c】
V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、機能及び設置場所における周辺施設に変更がないことから、波及的影響を考慮した設計の基本方針に変更がないことを確認した。【⑥】

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第5条 地震による損傷の防止】

確認図書名	確認結果
V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造成について、「水平2方向及び鉛直方向の組合せによる影響の可能性がある施設を評価対象施設とし、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する」方針を変更するものではないことを確認した。影響評価に対する確認結果は次のとおり。【⑦】
V-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果 補足-340-7 水平2方向及び鉛直方向の適切な組合せに関する検討について 補足-340-13 機電分耐震計算書の補足について	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる耐震性評価に及ぼす影響の評価は、設計用床応答曲線の震度を一律に1.5倍した設備評価用床応答曲線を使用することにより、耐震裕度に包絡されていることを確認している。 今回の放射線モニタの改造成に係る変更範囲は、設備評価用床応答曲線を変更するものではないため、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価に変更がないことを確認した。【⑦】 なお、床応答への影響検討として、3次元的な応答特性を踏まえても、原子炉建屋における質点系モデルの応答は、妥当な応答となることは確認している。【⑦】
V-2-8-2-4 原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの耐震性についての計算書	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造成について、構造計画に変更はなく、必要な構造強度及び電気的機能維持が確保されていることを確認した。【①】

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第5条 地震による損傷の防止】

3. まとめ
- ・今回の放射線モニタの改造について、設置場所に変更があるが、耐震設計の基本方針に変更がないことを確認した。
 - ・基本方針に変更がなく、必要な強度は確保されていることから、技術基準の適合性に影響を与えない。
 - ・既工事計画で確認された設計を変更するものではない。また、地震による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならない。

V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要

1. 概要

本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第4条及び第49条（地盤）並びに第5条及び第50条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。なお、上記条文以外への適合性を説明する各資料にて基準地震動 S_s に対して機能を保持するとしているものとして、第11条及び第52条に係る火災防護設備の耐震性については添付書類「V-2-別添1」に、第12条に係る溢水防護に係る設備の耐震性については添付書類「V-2-別添2」に、第54条に係る可搬型重大事故等対処設備等の耐震性については添付書類「V-2-別添3」にて説明する。

2. 耐震設計の基本方針

2.1 基本方針

発電用原子炉施設の耐震設計は、設計基準対象施設については地震により安全機能が損なわれるおそれがないこと、重大事故等対処施設については地震により重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、「技術基準規則」に適合する設計とする。施設の設計に当たり考慮する、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d の概要を添付書類「V-2-1-2 基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d の策定概要」に示す。

① b

- (1) 設計基準対象施設のうち、地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。

重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。

① a

- (2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。

重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び可搬型重大事故等対処設備に耐震設計上の区分を分類する。重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。本施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設に

については、基準地震動 S_s による地震力を適用するものとする。なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。

- (3) 設計基準対象施設における建物・構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

耐震重要施設については、地盤変状が生じた場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、地盤変状が生じた場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な対策を講ずる設計とする。

また、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、その周辺地盤を強制的に液状化させることを仮定した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。

これらの地盤の評価については、添付書類「V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。

- (4) S クラスの施設 ((6)に記載のものを除く。) について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。

S クラスの施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s 及び弹性設計用地震動 S_d による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

- (5) S クラスの施設 ((6)に記載のものを除く。) は、基準地震動 S_s による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有するように、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。
動的機器等については、基準地震動 S_s による地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。

また、弹性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弹性状態にとどまる範囲で耐える設計とする。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施

施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。

- (8) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設が、それ以外の発電所内にある施設（資機材等含む）の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
- (9) 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。

①

2.2 適用規格

適用する規格としては、既に認可された工事計画の添付書類（以下「既工事計画」という。）で適用実績がある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで適用可能とする。なお、規格基準に規定のない評価手法等を用いる場合は、既往研究等において試験、研究等により妥当性が確認されている手法、設定等について、適用条件、適用範囲に留意し、その適用性を確認した上で用いる。

既工事計画で実績のある適用規格を以下に示す。

- ・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG 4601-1987」（社）日本電気協会
- ・「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編
JEAG 4601・補-1984」（社）日本電気協会
- ・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG 4601-1991 追補版」
(社) 日本電気協会
(以降、「JEAG 4601」と記載しているものは上記3指針を指す。)
- ・建築基準法・同施行令
- ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計法一（（社）日本建築学会、1999改定）
- ・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（（社）日本建築学会、2005制定）
- ・鋼構造設計規準—許容応力度設計法一（（社）日本建築学会、2005改定）
- ・鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計と保有水平耐力一（（社）日本建築学会、2001改定）
- ・建築耐震設計における保有耐力と変形性能（（社）日本建築学会、1990改定）
- ・建築基礎構造設計指針（（社）日本建築学会、2001改定）
- ・発電用原子力設備規格コンクリート製原子炉格納容器規格（（社）日本機械学会、2003）
- ・各種合成構造設計指針・同解説（（社）日本建築学会、2010改定）
- ・コンクリート標準示方書〔構造性能照査編〕（（社）土木学会、2002年制定）
- ・道路橋示方書（I 共通編・IV下部構造編）・同解説（（社）日本道路協会、平成14年3月）
- ・道路橋示方書（V耐震設計編）・同解説（（社）日本道路協会、平成14年3月）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（（社）日本水道協会、1997年版）

(1)

- ・地盤工学会基準（JGS1521－2003）地盤の平板載荷試験方法
- ・地盤工学会基準（JGS3521－2004）剛体載荷板による岩盤の平板載荷試験方法

ただし、JEAG4601に記載されているA_sクラスを含むAクラスの施設をSクラスの施設とした上で、基準地震動S₂、S₁をそれぞれ基準地震動S_s、弾性設計用地震動S_dと読み替える。

なお、Aクラスの施設をSクラスと読み替える際には基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dを適用するものとする。

また、「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」（昭和55年通商産業省告示第501号、最終改正平成15年7月29日経済産業省告示第277号）に関する内容については、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版を含む））＜第I編 軽水炉規格＞JSME S NC1－2005／2007」（日本機械学会）（以下「設計・建設規格」という。）に従うものとする。

3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類

(2)

3.1 耐震重要度分類

設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を以下の通り分類する。下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を添付書類「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」の表2-1に、申請設備の耐震重要度分類について同資料表2-2に示す。

(1) Sクラスの施設

地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しており、その機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きい施設

(2) Bクラスの施設

安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設

(3) Cクラスの施設

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

3.2 重大事故等対処施設の設備の分類

重大事故等対処施設の設備について、耐震設計上の区分を設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の通りに分類する。下記の分類に基づき耐震評価を行う申請設備の設備分類について、添付書類「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」の表4-1に示す。

- (1) 基準地震動 S_s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの
- 常設耐震重要重大事故防止設備
常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの
 - 常設重大事故緩和設備
重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの
- (2) 静的地震力に対して十分耐えるよう、また共振のおそれのある施設については弾性設計用地震動 S_d に 2 分の 1 を乗じたものによる地震力に対しても十分に耐えるよう設計するもの
- 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備
常設重大事故防止設備であって、耐震Bクラス又はCクラスに属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの

⑥ a

3.3 波及的影響に対する考慮

「3.1 耐震重要度分類」及び「3.2 重大事故等対処施設の設備の分類」に示した耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（以下「上位クラス施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。

⑥ b

この設計における評価に当たっては、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討等を行う。

ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設の周辺にある上位クラス施設以外の施設（資機材等含む）をいう。

耐震重要施設に対する波及的影響については、以下に示す(1)～(4)の 4 つの事項から検討を行う。また、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合は、これを追加する。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に示す(1)～(4)の 4 つの事項について、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等時に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。

⑥ b

(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響

a. 不等沈下

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による、耐震重要施設の安全機能への影響

b. 相対変位

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機能への影響

- ⑥ b (2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響
 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の安全機能への影響
- (3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響
- (4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響
- ⑥ c 上記の観点から調査・検討等を行い、波及的影響を考慮すべき下位クラス施設及びそれに適用する地震動を添付書類「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」の表2-1及び表2-2並びに表4-1及び表4-2に示す。
- ⑥ d 上記の観点から調査・検討等を行い抽出された波及的影響を考慮すべきこれらの下位クラス施設は、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。

また、工事段階においても、上位クラス施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても併せて確認する。

以上の詳細な方針は、添付書類「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」に示す。

4. 設計用地震力

- ③ a 4.1 地震力の算定法
 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。
- (1) 静的地震力
 設計基準対象施設に適用する静的地震力は、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて、以下の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定するものとする。

重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を適用する。

- ③ a a. 建物・構築物
 水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。
- Sクラス 3.0
 Bクラス 1.5
 Cクラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

③ a

また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_i に乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスとともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は1.0以上とする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。

b. 機器・配管系

静的地震力は、上記a.に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記a.の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

c. 土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）

土木構造物の静的地震力については、JEAG4601の規定を参考に、Cクラスの建物・構築物に適用される静的地震力を適用する。

上記a., b.及びc.の標準せん断力係数 C_0 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。

③ b

(2) 動的地震力

設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d から定める入力地震動を適用する。

Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動 S_d から定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。

屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動 S_s による地震力を適用する。

重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動 S_s による地震力を適用する。

常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設については、共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。

常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、基準地震動 S_s による地震力を適用する。

動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。動的解析の方法等については、添付書類「V-2-1-6 地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、添付書類「V-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。

動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。動的地震力

- ・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。
- ※2 原子炉格納容器バウンダリを構成する施設については、異常時圧力の最大値と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせる。
- ※3 原子炉建屋基礎盤については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せも考慮する。

- ④ a**
- b. 機器・配管系 (d. に記載のものを除く。)
- (a) S クラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。
- (b) S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ、適切な地震力とを組み合わせる。※
- (c) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重として扱う。
- ④ a**
- (d) S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。原子炉格納容器については、放射性物質の最終障壁であることを踏まえ、LOCA 後の最大内圧と弾性設計用地震動 S_d との組合せを考慮する。
- (e) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。

以上を踏まえ、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重と地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）との組合せについては、以下を基本設計とす

上記 d. (a) 及び (b) については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動 S_d による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。

(4)

e. 荷重の組合せ上の留意事項

- (a) 動的地震力については、水平 2 方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせて算定するものとする。
- (b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しい場合には、その妥当性を示した上で、他の荷重の組合せ状態での評価は行わないものとする。
- (c) 複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合は、その妥当性を示した上で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。
- (d) 設計基準対象施設において上位の耐震重要度分類の施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と、常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重及びその他必要な荷重と組み合わせる。

重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備区分に応じた地震力と常時作用している荷重、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重と組み合わせる。

- (e) 地震と組み合わせる自然条件として、風及び積雪を考慮する。風及び積雪は、施設の設置場所、構造等を考慮して、風荷重及び積雪荷重として地震荷重と組み合わせる。

(5 a)

(4) 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次の通りとし、J E A G 4 6 0 1 等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。

a. 建物・構築物

- (a) S_d クラスの建物・構築物 (d. に記載のものは除く。)

イ. 弹性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリを構成する施設における長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、下記ロ. に示す許容限界を適用する。

ロ. 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界

建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、終局耐力に対して妥当な安全余裕をもたせることとする。また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。

- (b) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物

上記(a)に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。

ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力との組合せに対する許容限界は、上記(a)イ.に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。

- (c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物

上記(a)イ.による許容応力度を許容限界とする。

- (d) 耐震重要度の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物

上記(a)ロ.の項を適用するほか、耐震重要度の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の変形等に対して、その支持機能を損なわないものとする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。

- (e) 建物・構築物の保有水平耐力

建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。

ここでは、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、上記における重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準対象施設が属する耐震重要度分類をSクラスとする。

⑤a

b. 機器・配管系

- (a) Sクラスの機器・配管系 (d.に記載のものは除く。)

イ. 弹性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする。

ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリを構成する設備、非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、下記(a)ロ.に示す許容限界を適用する。

ロ. 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界

塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する。

- (b) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系

上記(a)ロ.に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。

ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動 S_d と設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容

建物・構築物、機器・配管系、土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の基礎地盤

イ. 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界

接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。

ロ. 弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

(屋外重要土木構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系、土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の基礎地盤を除く。)

接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。

(b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物、機器・配管系及びその他の土木構造物、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤

上記(a)ロ.による許容支持力度を許容限界とする。

5.2 機能維持

(1) 動的機能維持

動的機能が要求される機器は、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、制御棒挿入機能に係る機器、回転機器及び弁の機種別に分類し、制御棒挿入機能に係る機器については、燃料集合体の相対変位、回転機器及び弁については、その加速度を用いることとし、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、各々に要求される動的機能が維持できることを試験又は解析により確認することで、当該機能を維持する設計とするか、若しくは応答加速度による解析等により当該機能を維持する設計とする。

弁等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは、当該配管の地震応答の影響を考慮し、一定の余裕を見込むこととする。

⑤ b (2) 電気的機能維持

電気的機能が要求される機器は、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、要求される電気的機能が維持できることを試験又は解析により確認し、当該機能を維持する設計とする。

添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」における津波監視設備及び添付書類「V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書」における通信連絡設備に関する電気的機能維持の耐震設計方針についても本項に従う。

V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針

1. 概要

本資料は、添付書類「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」のうち「3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類」に基づき設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分についての基本方針について説明するものである。

②

2. 設計基準対象施設の重要度分類

2.1 耐震設計上の重要度分類

設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。

(1) S クラスの施設

地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。

- a. 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系
- b. 使用済燃料を貯蔵するための施設
- c. 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設
- d. 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- e. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- f. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設
- g. 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設
- h. 津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）
- i. 敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）

(2) B クラスの施設

安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がS クラスの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。

- a. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1 次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設
- b. 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 2 条第 2 項第 6 号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分に小さいものは除く。）
- c. 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に

(2)

過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設

- d. 使用済燃料を冷却するための施設
- e. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、S クラスに属さない施設

(3) C クラスの施設

S クラスに属する施設及びB クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

(2)

2.2 発電用原子炉施設の区分

2.2.1 区分の概要

当該施設に課せられる機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割を持つもの、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。

2.2.2 各区分の定義

各区分の設備は次のものをいう。

- (1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。
- (2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。
- (3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
- (4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物・車両）をいう。
- (5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設のうち、その破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、添付書類「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」に示す。

2.2.3 間接支持機能及び波及的影響

同一系統設備に属する主要設備、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障ないことを確認するものとする。

設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設を表 2-1 に、設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類を表 2-2 に示す。同表には、当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動（以下「検討用地震動」という。）を併記する。

表 2-1 設計基準対象施設のクラス別施設 (2/6)

耐震重要度分	機能別分類	主要設備 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)		考慮すべき施設 ^(注5)		
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	検査用地盤動 ^(注6)	検査用地盤動 ^(注6)	
S クラス	(v) 原子炉冷却却材圧力 バウンダリ破損事故 後原子炉から崩壊熱を 除去するための施設	S	・非常用原子炉冷却却系 1) 高圧原子炉スプレイ系 2) 低圧原子炉スプレイ系 3) 残留熱除去系海水系 (低圧注入モード運転に 必要な設備) 4) 自動減圧系 ・冷却材原としてのサブ レッジョン・チャンバ	S	・残留熱除去系海水系 ディイーゼル発電機及 びその冷却却系・補助 施設 ・中央制御室の施設と 空調装置 ・非常用電源及び滑装 設備 (非常用ディイー ゼル発電機及びその 冷却却系・補助施設を 含む) ・当該施設の機械絶縁 に必要な防護設備 (必要に応じて)	S	・機器・配管、電気計装 設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・取水構造物 ・屋外二重管 ^(注7) ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置 ^(注8) ・用カールベート ^(注8)	S _s	・タービン建屋 ・サービス建屋 ・中央制御室用天井照明 ・ウォーターレグシールテ イン ・海水ポンプエリア防護 対策施設 ・耐火隔壁	S _s
(vi) 原子炉冷却却材圧力 バウンダリ破損事故 の際に、圧力隔壁と なり放熱性物質の放 散を直撃防止ぐための 施設	S	・原子炉冷却却器 ・原子炉冷却却器ハウン ダリに属する配管・弁	S	・隔壁弁を開とするた めに必要な電気計装 設備	S	・機器・配管、電気計装 設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋	S _s	・原子炉ウェル用遮蔽フ ロック ・タービン建屋 ・サービス建屋 ・中央制御室用天井照明 ・耐火隔壁	S _s	
(vii) 放射性物質の放出 を伴つような事故の 際に、その外部防護 を抑制するための設 備であり、(vi)以外 の施設	S	・残留熱除去系 (格納容 器スプレイ冷却モード 運転に必要な設備) ・可燃性ガス濃度制御 系 ・原子炉建屋原子炉棟 ・非常用ガス処理系 ・非常用ガス再循環系 ・原子炉冷却却器圧力低 減装置 (ダイヤフラム プロア、ヘット管) ・冷却材原としてのサブ レッジョン・チャンバ	S	・非常用電源及び滑装 設備 (非常用ディイー ゼル発電機及びその 冷却却系・補助施設を 含む) ・当該施設の機械絶縁 (必要に応じて)	S	・機器・配管、電気計装 設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・原子炉本体の基礎 ^(注9) ・取水構造物 ・屋外二重管 ^(注7) ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置 ^(注8) ・用カールベート ^(注8) ・主非気筒 ・非常用ガス処理系支 架構	S _s	・タービン建屋 ・サービス建屋 ・中央制御室用天井照明 ・ウォーターレグシールテ イン ・海水ポンプエリア防護 ・アウペネル防護対策 施設 ・耐火隔壁	S _s	

(2) 6 C

表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(10/14)

施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
6. 放射線管理施設						
(1) 放射線管理用計装装置						
○主蒸気管放射線モニタ (D/W) ○格納容器圧力放射線モニタ (S/C)						
○原子炉建屋換気系(ダクト) 放射線モニタ						
(2) 換気設備						
○中央制御室換気系空気調和機 ファン ○中央制御室換気系フィルタ系 ファン ○中央制御室換気系フィルタユ ニット ○開連配管						
○中央制御室遮蔽					○原子炉遮蔽【S _s 】 ・二次遮蔽	
(3) 生体遮蔽装置						
(4) その他						

(2) ⑥ c

V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針

1. 概要

本資料は、添付書類「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」の「3.3 波及的影響に対する考慮」に基づき、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の耐震設計を行うに際して、波及的影響を考慮した設計の基本的な考え方を説明するものである。

本資料の適用範囲は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設である。

⑥a 2. 基本方針

設計基準対象施設のうち耐震重要度分類のSクラスに属する施設（以下「Sクラス施設」という。）、重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びにこれらが設置される常設重大事故等対処施設（以下「SA施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。

3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針

⑥b 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点

Sクラス施設の設計においては、「設置許可基準規則の解釈別記2」（以下「別記2」という。）に記載の以下の4つの観点で実施する。

SA施設の設計においては、別記2における「耐震重要施設」を「SA施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。

- ①設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
- ②耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響
- ③建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
- ④建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

また、上記①～④以外に設計の観点に含める事項がないかを確認する。原子力発電情報公開ライブラリ（NUCIA：ニューシア）から、原子力発電所の被害情報を抽出し、その要因を整理する。地震被害の発生要因が「別記2」①～④の検討事項に分類されない要因については、その要因も設計の観点に追加する。

以上の①～④の具体的な設計方法を以下に示す。

3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計

建屋外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2①「設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。

(1) 地盤の不等沈下による影響

下位クラスの施設が設置される地盤の不等沈下により、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、以下の通り設計する。

以上の設計方針のうち、内部流体の内包機能、機器の動的機能、構造強度を確保するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。

⑥ c

3.4 損傷、転倒及び落下等の観点による建屋内施設の設計

建屋内に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2③「建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。

離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設が損傷、転倒及び落下等に至らないよう構造強度設計を行う。

上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。

以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。

3.5 損傷、転倒及び落下等の観点による建屋外施設の設計

建屋外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2④「建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。

離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設が損傷、転倒及び落下等に至らないよう構造強度設計を行う。

上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。

以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。

5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針

「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」で選定した施設の耐震設計方針を以下に示す。

5.1 耐震評価部位

波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価対象部位は、それぞれの損傷モードに応じて選定する。すなわち、評価対象下位クラス施設の不等沈下、相対変位、接続部における相互影響、損傷、転倒及び落下等を防止するよう、主要構造部材、支持部及び固定部等を対象とする。

また、地盤の不等沈下又は下位クラス施設の転倒を想定して設計する施設については、上位クラス施設の機能に影響がないよう評価部位を選定する。

各施設の耐震評価部位は、添付書類「V-2-11-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.1 耐震評価部位」に示す。

5.2 地震応答解析

波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計において実施する地震応答解析については、添付書類「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」の「10. 耐震計算の基本方針」に従い、既工認で実績があり、かつ最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を基本として行う。

各施設の設計に適用する地震応答解析は、添付書類「V-2-11-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.2 地震応答解析」に示す。

⑥ d

5.3 設計用地震動又は地震力

波及的影響の設計対象とする下位クラス施設においては、上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。

各施設の設計に適用する地震動又は地震力は、添付書類「V-2-11-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震設計方針」の「3.3 設計用地震動又は地震力」に示す。

5.4 荷重の種類及び荷重の組合せ

波及的影響の防止を目的とした設計において用いる荷重の種類及び荷重の組合せについては、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設と同じ運転状態において下位クラス施設に発生する荷重を組み合わせる。

また、地盤の不等沈下又は転倒を想定し、上位クラス施設の機能に影響がないよう設計する場合は、転倒等に伴い発生する荷重を組み合わせる。

荷重の設定においては、実運用・実事象上定まる範囲を考慮して設定する。

各施設の設計に適用する荷重の種類及び組み合わせは、添付書類「V-2-11-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.4 荷重の種類及び荷重の組合せ」に示す。

V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ
に関する影響評価方針

1. 概要

本資料は、添付書類「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」のうち、「4.1 地震力の算定法(2)動的地震力」に基づき、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の方針について説明するものである。

2. 基本方針

施設の耐震設計では、設備の構造から地震力の方向に対して弱軸、強軸を明確にし、地震力に対して配慮した構造としている。

⑦ 今回、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる耐震設計に係る技術基準が制定されたことから、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対して、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性がある施設を評価対象施設として抽出し、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。

評価対象は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）」の第5条及び第50条に規定されている耐震重要施設及びその間接支持構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設、並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設とする。耐震Bクラスの施設については、共振のおそれのあるものを評価対象とする。

評価に当たっては、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受けた部位を抽出し、その部位について水平2方向及び鉛直方向の荷重や応力を算出し、施設が有する耐震性への影響を確認する。

施設が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。

3. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動

水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価には、基準地震動 S_s を用いる。基準地震動 S_s は、添付書類「V-2-1-2 基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d の策定概要」による。

ここで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる基準地震動 S_s は、複数の基準地震動 S_s における地震動の特性及び包絡関係を、施設の特性による影響も考慮した上で確認し、本影響評価に用いる。

V-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する
影響評価結果

(7)

3.2 機器・配管系

3.2.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出

評価対象設備を機種毎に分類した結果を、表3-2-1に示す。機種毎に分類した設備の各評価部位、応力分類に対し構造上の特徴から水平2方向の地震力による影響を以下の項目より検討し、影響の可能性がある設備を抽出した。

(1) 水平2方向の地震力が重畠する観点

水平1方向の地震力に加えて、さらに水平直交方向に地震力が重畠した場合、水平2方向の地震力による影響を検討し、影響が軽微な設備以外の影響検討が必要となる可能性があるものを抽出する。以下の場合は、水平2方向の地震力による影響が軽微な設備であると整理した。なお、ここでの影響が軽微な設備とは、構造上の観点から発生応力への影響に着目し、その増分が1割程度以下となる設備を分類しているが、水平1方向地震力による裕度（許容応力／発生応力）が1.1未満の設備については個別に検討を行うこととする。

- a. 水平2方向の地震力を受けた場合でも、その構造により水平1方向の地震力しか負担しないもの

横置きの容器等は、水平2方向の地震力を想定した場合、水平1方向を拘束する構造であることや、水平各方向で振動特性及び荷重の負担断面が異なる構造であることにより、特定の方向の地震力の影響を受ける部位であるため、水平1方向の地震力しか負担しないものとして分類した。

- b. 水平2方向の地震力を受けた場合、その構造により最大応力の発生箇所が異なるもの

一様断面を有する容器類の胴板等は、水平2方向の地震力を想定した場合、それぞれの水平方向地震力に応じて応力が最大となる箇所があることから、最大応力の発生箇所が異なり、水平2方向の地震力を組み合わせても影響が軽微であるものとして分類した。

その他の設備についても同様の理由から最大応力の発生箇所が異なり、水平2方向の地震力を組み合わせても影響が軽微であるものとして分類した。

(7)

- c. 水平2方向の地震力を組み合わせても水平1方向の地震による応力と同等と言えるもの

原子炉圧力容器スタビライザ及び原子炉格納容器スタビライザは、周方向8箇所を支持する構造で配置されており、水平1方向の地震力を6体で支持する設計としており、水平2方向の地震力を想定した場合、地震力を負担する部位が増え、また、最大反力を受けもつ部位が異なることで、水平1方向の地震力による荷重と水平2方向の地震力を想定した場合における荷重が同等になるものであり、水平2方向の地震を組み合わせても1方向の地震による応力と同等のものと分類した。

スタビライザと同様の支持方式を有する他の設備についても、同様の理由から水平2方向の地震を組み合わせても1方向の地震による応力と同様のものと分類した。

- d. 従来評価において、水平2方向の考慮をした評価を行っているもの

蒸気乾燥器支持プラケット等は、従来評価において、水平2方向地震を考慮した評価を行っているため、水平2方向の影響を考慮しても影響がないものとして分類した。

(2) 水平方向とその直交方向が相關する振動モード（ねじれ振動等）が生じる観点

水平方向とその直交方向が相關する振動モードが生じることで有意な影響が生じる可能性

生値を算定し、評価を実施している。3次元FEMモデルによる応答増幅を考慮した水平2方向及び鉛直方向地震力による評価では、質点系モデルに対する3次元FEMモデルの震度比率を求め、これより計算した算出応力が許容値内に収まることを確認した。

(7)

3.2.6 まとめ

機器・配管系において、水平2方向の地震力の影響を受ける可能性がある設備（部位）について、従来設計手法における保守性も考慮した上で抽出し、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して影響を評価した。その結果、従来設計の発生値を超えて耐震性への影響が懸念される設備については、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値が許容値を満足し、設備が有する耐震性に影響のないことを確認した。

本影響評価は、水平2方向及び鉛直方向地震力により設備が有する耐震性への影響を確認することを目的としている。そのため、従来設計の発生値をそのまま用いて水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを評価しており、以下に示す保守側となる要因を含んでいる。

- ・ 従来設計の発生値（水平1方向及び鉛直方向地震力による応力成分と圧力等の地震以外の応力成分の組合せ）に対して、係数を乗じて水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値として算出しているため、係数倍不要な鉛直方向地震力による応力成分と圧力等の地震以外の応力成分に対しても係数倍されている。
- ・ 従来設計において水平各方向を包絡した床応答曲線を各方向に入力している設備は、各方向の大きい方の地震力が水平2方向に働くことを想定した発生値として算出している。

また、建物・構築物の影響評価において、原子炉建屋3次元FEMモデルによる解析結果を基に機器・配管系への影響を検討した結果、耐震性への影響が懸念される部位として、原子炉建屋6階の壁及び床の応答が大きくなる傾向が確認されたが、当該応答の増幅を考慮しても、設備の健全性が確保できることを確認した。

以上のことから、水平2方向及び鉛直方向地震力については、機器・配管系が有する耐震性に影響がないことを確認した。

⑦

表 3-2-1 水平 2 方向入力の影響検討対象設備

設 備	部 位
炉心支持構造物	上部胴 中間胴 下部胴
	レグ シリンド プレート 下部胴
	上部格子板
	炉心支持板
	燃料支持金具
	制御棒案内管
原子炉圧力容器	胴板 下部鏡板 下部鏡板と胴板の結合部 下部鏡板とスカートの結合部
	制御棒駆動機構ハウジング貫通部
	ノズル
	スタビライザブラケット スチームドライヤサポートブラケット 炉心スプレイブラケット 給水スパージャブラケット
原子炉圧力容器 支持構造物	原子炉圧力容器スカート
	基礎ボルト

設 備	部 位
横軸ポンプ ポンプ駆動用タービン 海水ストレーナ 空調ファン 空調ユニット 空気圧縮機	基礎ボルト 取付ボルト
制御棒駆動機構	各部位
水圧制御ユニット	フレーム 取付ボルト
平底たて置円筒形容器	胴板 基礎ボルト
核計装設備	各部位
⑦ 伝送ラック	取付ボルト
制御盤	取付ボルト
原子炉格納容器	サプレッション・チャンバ底部ライナ部
	中央部 周辺部
	原子炉格納容器胴
	各部位
	上部シアラグ及びスタビライザ
	各部位
	下部シアラグ及びダイヤフラムプラケット
	上部シアラグと原子炉格納容器胴との結合部 下部シアラグと原子炉格納容器胴との結合部
	機器搬入用ハッチ 所員用エアロック サプレッション・チャンバアクセスハッチ
	本体と補強板との結合部 補強板と原子炉格納容器胴一般部との結合部
胴アンカ部	各部位
	コンクリート
	配管貫通部
	原子炉格納容器胴とスリーブとの結合部 原子炉格納容器胴と補強板との結合部
電気配線貫通部	原子炉格納容器胴とスリーブとの結合部
	補強板結合部

補足-340-7 【水平2方向及び鉛直方向の適切な組合せに関する検討について】

⑦

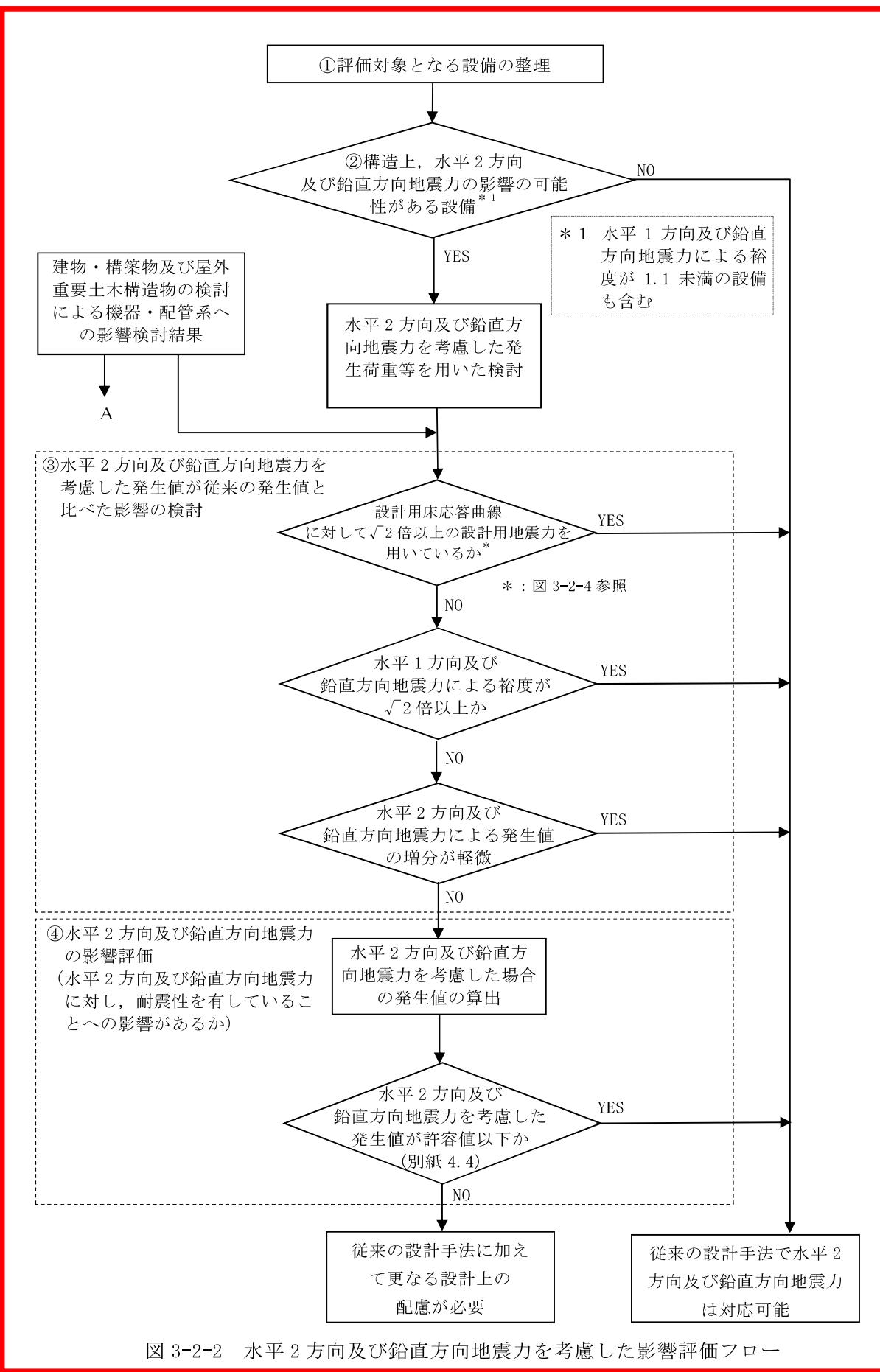


図3-2-2 水平2方向及び鉛直方向地震力を考慮した影響評価フロー

3.2.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出

評価対象設備を機種ごとに分類した結果を、表3-2-1に示す。機種ごとに分類した設備の各評価部位、応力分類に対し構造上の特徴から水平2方向の地震力による影響を水平2方向の地震力が重畠する観点より検討し、影響の可能性がある設備を抽出した。

(1) 水平2方向の地震力が重畠する観点

水平1方向の地震力に加えて、さらに水平直交方向に地震力が重畠した場合、水平2方向の地震力による影響を検討し、影響が軽微な設備以外の影響検討が必要となる可能性があるものを抽出する。以下の場合は、水平2方向の地震力により影響が軽微な設備であると整理した（別紙4.1参照）。なお、ここでの影響が軽微な設備とは、構造上の観点から発生応力への影響に着目し、その増分が1割程度以下となる機器を分類しているが、水平1方向地震力による裕度（許容応力／発生応力）が1.1未満の機器については個別に検討を行うこととする。

a. 水平2方向の地震力を受けた場合でも、その構造により水平1方向の地震力しか負担しないもの

横置きの容器等は、水平2方向の地震力を想定した場合、水平1方向を拘束する構造であることや水平各方向で振動特性及び荷重の負担断面が異なる構造であることにより、特定の方向の地震力の影響を受ける部位であるため、水平1方向の地震力しか負担しないものとして分類した

b. 水平2方向の地震力を受けた場合、その構造により最大応力の発生箇所が異なるもの

一様断面を有する容器類の胴板等は、水平2方向の地震力を想定した場合、それぞれの水平方向地震力に応じて応力が最大となる箇所があることから、最大応力の発生箇所が異なり、水平2方向の地震力を組み合わせても影響が軽微であるものとして分類した。その他の設備についても同様の理由から最大応力の発生箇所が異なり、水平2方向の地震力を組み合わせても影響が軽微であるものとして分類した。

⑦

c. 水平2方向の地震力を組み合わせても水平1方向の地震による応力と同等と言えるもの

原子炉圧力容器スタビライザ及び格納容器スタビライザは、周方向8箇所を支持する構造で配置されており、水平1方向の地震力を6体で支持する設計と

(7)

しており、水平2方向の地震力を想定した場合、地震力を負担する部位が増え、また、最大反力を受けもつ部位が異なることで、水平1方向の地震力による荷重と水平2方向の地震力を想定した場合における荷重が同等になるものであり、水平2方向の地震を組み合わせても1方向の地震による応力と同等のものと分類した。

スタビライザと同様の支持方式を有するその他の設備についても、同様の理由から水平2方向の地震を組み合わせても1方向の地震による応力と同様のものと分類した。

d. 従来評価において、水平2方向の考慮をした評価を行っているもの

蒸気乾燥器支持ブラケット等は、従来評価において、水平2方向地震を考慮した評価を行っているため、水平2方向の影響を考慮しても影響がないものとして分類した。

(2) 水平方向とその直交方向が相関する振動モード（ねじれ振動等）が生じる観点

水平方向とその直交方向が相関する振動モードが生じることで優位な影響が生じる可能性のある設備を抽出する。

機器・配管系設備のうち、水平方向の各軸方向に対して均等な構造となっていいる機器は、評価上有意なねじれ振動は生じない。

一方、3次元的な広がりを持つ配管系等は、系全体として考えた場合、有意なねじれ振動が発生する可能性がある。しかし、水平方向とその直交方向が相関する振動が想定される設備は、従来設計より3次元のモデル化を行っており、その振動モードは適切に考慮した評価としているため、この観点から抽出される機器は無かった。

(3) 水平1方向及び鉛直方向地震力に対する水平2方向及び鉛直方向地震力の増分の観点

(1)及び(2)にて影響の可能性がある設備について、水平2方向の地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の設計手法による発生値と比較し、その増分により影響の程度を確認し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出した。

水平1方向に対する水平2方向の地震力による発生値の増分の検討は、機種毎の分類に対して地震力の寄与度に配慮し耐震裕度が小さい設備（部位）を対象とする。別紙4.5に対象の考え方を示し、別紙4.2表1に(1)及び(2)において抽出された設備のうち対象とした部位や応力分類の詳細を示す。水平2方向

別紙3 3次元FEMモデルによる地震応答解析

3.4 床応答への影響検討

3 次元 FEM モデルによる地震応答解析結果から、3 次元的挙動が床応答に及ぼす影響について検討する。

評価部位は、図 3-2 における各レベルの I/W 位置の北西部とする。

評価にあたっては、3 次元 FEM モデルにおける 1 方向入力及び 3 方向同時入力時の床応答の比較、並びに質点系モデル及び 3 次元 FEM モデルの床応答を比較し、3 次元的な応答特性の影響を確認する。

⑦

ここで、1 方向入力及び 3 方向同時入力時の床応答の比較については、「3.2(4) 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響」にて検討しており、各レベルにおいて 3 方向同時入力による影響はほとんどないことを確認している。

質点系モデル及び 3 次元 FEM モデルの床応答の比較について、地震動の入力は質点系モデルで 1 方向入力していることから、3 次元 FEM モデルにおいても 1 方向入力で比較する。

表 3-14 に比較結果を示す。

質点系モデルの応答と建屋模擬モデルの応答は概ね同等であることが確認できた。

以上のことから、3 次元的な応答特性を踏まえても、原子炉建屋における質点系モデルの応答は、妥当な応答となることが確認できた。

この結果は、I/W 位置の北西部での比較であり、また 3 次元 FEM モデルにおいても 1 方向入力をを行っていることから、「補 5 S_d-D 1 に対する 3 次元 FEM モデルによる地震応答解析」にて各階の評価点を増し、内部ボックス壁、外部ボックス壁及びシェル壁の壁隅部及び中間部も対象とし 3 方向同時入力時の応答性状の把握の観点から加速度応答スペクトルを示し、建屋応答性状の分析を行う。

なお、「3.2 建屋応答性状の把握」で確認したように、EL. 46.5 m の EW 方向については、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響で局所的な応答が生じるため、「別紙 4 機器・配管系に関する説明資料」において、その影響について検討を行う。

別紙 4 機器・配管系に関する説明資料

7. 水平2方向入力時の影響評価について（矩形配置されたボルト）

⑦

7.1 はじめに

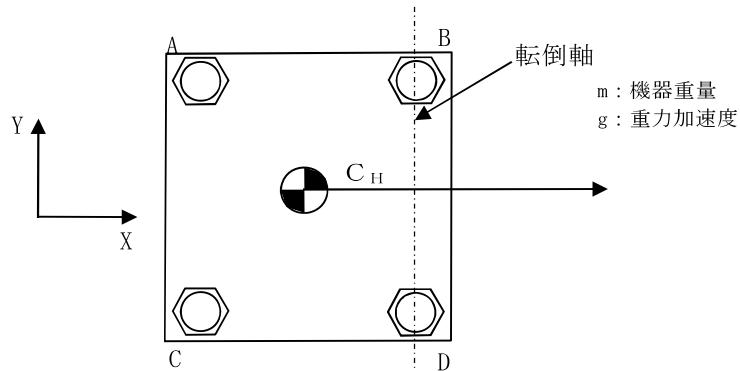
本項は、水平2方向に地震力が作用した場合の矩形配置されたボルトに対する影響検討結果をまとめたものである。強軸・弱軸が明確なものについては、弱軸方向に応答し水平2方向地震力による影響が軽微であるため、機器の形状を正方形として検討を行った。

7.2 引張応力への影響

水平1方向に地震力が作用する場合と水平2方向に地震力が作用する場合のボルトへの引張力の違いを考察する。なお、簡単のため機器の振動による影響は考えないこととする。

(1) 水平1方向に地震力が作用する場合

第7-1図のようにX方向に震度 C_H が与えられる場合を考慮する。



第7-1図 水平1方向の地震力による応答（概要）

この場合、対象としている系の重心に作用する水平方向の力 F_H は、

$$F_H = mgC_H$$

と表せ、 F_H によるボルトBとボルトDの中心を結んだ軸を中心とした転倒モーメントを生じる。この転倒モーメントはボルトA、Cにより負担される。

このとき、系の重心に生じる力は、第7-2図に示すとおりである。

② 機器・配管系の耐震評価における水平2方向入力の影響有無整理結果

表1 構造強度評価

設備	部位	応力分類	②-1 水平2方向の地震力の重複による影響の有無 (3,2,4項(1)に対応) ○：影響あり △：影響略微	影影響評価とした分類		②-2 水平2方向とその直交方向が相間する振動モード（ねじれ振動等）が生じる観点（3,2,4項(2)に對応）
				A : 水平2方向の地震力を受けた場合でも、構造により水平1方向の地震力に負担しないものの地震力による影響の発生	B : 水平2方向の地震力を受けた場合、構造により最大応力の発生箇所が異なるもの	
胴板	一次一般膜応力強さ 一次+二次応力強さ	△ △	△ △	B B	—	②-1の影響有無の説明 評価部位置は円形の一様断面であることから、水平地震の方向毎に最大応力点が異なる。したがって、水平2方向の地震力を組み合わせた場合でも水平2方向の影響は軽微である。【補足説明資料4】
底板	座屈	△	△	B	同上	ボルトは円周状に配置され、水平地震の方向毎に最大応力の発生点が異なる。したがって水平2方向の影響は軽微である。
平底にて置円筒形容器	引張応力 せん断応力	△ △	△ △	B C	—	水平2方向入力時のボルトに発生するせん断応力を検討した結果、水平2方向地震における最大応答の非同時性を考慮することにより、影響は軽微である。
基礎ボルト、組合せ応力	組合せ応力	△	△	C	—	上記の引張応力及びせん断応力は、水平2方向の影響が軽微のため、組合せ応力も水平2方向の影響は軽微である。
接合部材	一次一般膜応力強さ 一次一般膜+一次曲げ応力強さ	△ △	△ △	B B	—	評価部位置は円形の一様断面であることから、水平地震の方向毎に最大応力点が異なる。したがって、水平2方向の地震力を組み合わせた場合でも水平2方向の影響は軽微である。【補足説明資料4】
云送ラック	取付ボルト、組合せ応力	引張応力 せん断応力	△ △	C C	—	小フレームは矩形断面であり、水平2方向の最大応力点による対角方向への転倒を考慮することにより、影響は軽微である。【補足説明資料7】
制御盤	引張応力 せん断応力 組合せ応力	△ △ △	△ △ △	C C C	—	水平2方向入力時における最大応答の非同時性を考慮することにより、影響は軽微となる。【補足説明資料7】
					—	上記の引張応力及びせん断応力は、水平2方向の影響が軽微のため、組合せ応力も水平2方向の影響は軽微である。

本資料のうち、枠囲みの内容は、
営業秘密あるいは防護上の観点
から公開できません。

東海第二発電所	工事計画審査資料
資料番号	補足-340-13 改 40
提出年月日	平成 30 年 10 月 16 日

工事計画に係る補足説明資料
耐震性に関する説明書のうち
補足-340-13 【機電分耐震計算書の補足について】

平成 30 年 10 月
日本原子力発電株式会社

2. 設計用床応答曲線の作成方法及び適用方法

2. 床応答スペクトルの作成方法について

機器・配管系評価における耐震評価条件とする、設計用床応答曲線及び設備評価用床応答曲線の作成方法について整理した。また、下記説明の全体を整理した床応答スペクトルの作成方法を別表1に示す。

2.1 建物・構築物

(1) 設計用床応答曲線

建物・構築物の地震応答解析モデルの諸元設定の考え方については、建物・構築物の地震応答解析についての補足説明資料「補足-400-3【地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討】」(以下「建物・構築物の補足説明資料」という。)にて整理されている(表2参照)。設計用床応答曲線の作成は、「建物・構築物の補足説明資料」に示す工認基本モデルにおける解析ケースを適用し、コンクリート強度は設計基準強度、補助壁は非考慮、地盤の物性を標準地盤とした地震応答解析結果を適用する。

(2) 設備評価用床応答曲線

機器・配管系の評価については、設備設計に要する期間と建物・構築物の設計進捗状況を考慮して、以下のどちらか一方を設備評価用床応答曲線として適用する。なお、基本的にb.を適用することとするが、b.での耐震計算にて余裕の確保が難しい場合は、a.を適用する。

a. 設計用床応答曲線及びばらつきケースの床応答曲線を包絡した床応答曲線

(1) 項で設定した設計用床応答曲線及び「建物・構築物の補足説明資料」に基づく、地盤物性の変動による影響及び建屋剛性の変動による影響(以下「ばらつきケース」という。)を考慮した床応答曲線を包絡した床応答曲線を設定する。

本設定に基づく、設備評価用床応答曲線のイメージを図2に示す。

b. (1) 項で設定した設計用床応答曲線及びばらつきケースを考慮した床応答曲線を保守側に包絡できるように余裕を確保した床応答曲線として、建物・構築物の設計進捗に応じて以下のとおり適用する。

⑦

b-1 基本ケースの加速度に一律1.5倍した床応答曲線

既設建物・構築物は、地震応答解析モデルが従前より定まっていることから、機器・配管系の設備評価を行う際には、設計上の配慮として設計用床応答曲線の加速度を1.5倍した床応答曲線を設定する。本設定に基づく、設備評価用床応答曲線のイメージを図3に示す。

b-2 設計用床応答曲線及びばらつきケースを保守側に包絡できるように余裕を確保した床応答曲線

新設建物・構築物に設置する機器・配管系の設備評価を行う際には、建物・構築物の設計進捗状況を考慮して、個別に余裕を確保した床応答曲線を設定する。本設定に基づく、設備評価用床応答曲線のイメージを図4に示す。

目録番号	目録名称	設備を設置する施設名称	設備評価用床応答曲線の適用ケース
V-2-8-2-1	主蒸気管放射線モニタの耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-2-2	格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)の耐震性についての計算書	原子炉建屋	a. 基本ケース+ばらつきケース
V-2-8-2-3	格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
(7)V-2-8-2-4	原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタの耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-2-5	フィルタ装置出口放射線モニタ(低レンジ)の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-2-6	フィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ)の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-2-7	耐圧強化ペント系放射線モニタの耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-2-8	使用済燃料プールエリア放射線モニタ(低レンジ)の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-2-9	使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ)の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-3	換気設備の耐震性についての計算書	—	—
V-2-8-3-1	中央制御室換気系の耐震性についての計算書	—	—
V-2-8-3-1-1	中央制御室換気系ダクトの耐震性について計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-3-1-2	中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファンの耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-3-1-3	中央制御室換気系フィルタユニットの耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-3-2	中央制御室待避室の耐震性についての計算書	—	—
V-2-8-3-2-1	管の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-3-2-2	中央制御室待避室差圧の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-3-3	緊急時対策所換気系の耐震性についての計算書	—	—
V-2-8-3-3-1	緊急時対策所換気系ダクトの耐震性についての計算書	緊急時対策所建屋	b-2. 保守側に包絡できるように余裕を確保
V-2-8-3-3-2	管の耐震性についての計算書	緊急時対策所建屋	b-2. 保守側に包絡できるように余裕を確保
V-2-8-3-3-3	緊急時対策所非常用送風機の耐震性についての計算書	緊急時対策所建屋	b-2. 保守側に包絡できるように余裕を確保
V-2-8-3-3-4	緊急時対策所非常用フィルタ装置の耐震性についての計算書	緊急時対策所建屋	b-2. 保守側に包絡できるように余裕を確保
V-2-8-3-3-5	緊急時対策所用差圧の耐震性についての計算書	緊急時対策所建屋	b-2. 保守側に包絡できるように余裕を確保
V-2-8-3-4	第二弁操作室の耐震性についての計算書	—	—
V-2-8-3-4-1	管の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-3-4-2	第二弁操作室差圧の耐震性についての計算書	原子炉建屋	b-1. 一律1.5倍
V-2-8-4	生体遮蔽の耐震性についての計算書	—	—
V-2-8-4-1	二次遮蔽の耐震性についての計算書	—	—

V-2-8-2-4 原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの
耐震性についての計算書

1. 概要

本計算書は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」にて設定している構造強度及び機能維持の設計方針に基づき、原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタが設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを説明するものである。

- ① 原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタは、設計基準対象施設においてはSクラス施設に分類される。以下、設計基準対象施設としての構造強度評価及び電気的機能維持評価を示す。

2. 一般事項

本計算書は、添付書類「V-2-1-13-9 計器スタンションの耐震性についての計算書作成の基本方針」に基づき評価を行う。

2.1 構造計画

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの構造計画を表2-1、表2-2に示す。

1.4 結論

1.4.1 ボルトの応力

部材	材料	応力	弹性設計用地震動 S_d 又は静的震度		基準地震動 S_s
			算出応力	許容応力	
基礎ボルト	引張り	$\sigma_b = 2$	$f_{t,s} = 123^*$	$\sigma_b = 3$	$f_{t,s} = 147^*$
	せん断	$\tau_b = 2$	$f_{s,b} = 94$	$\tau_b = 2$	$f_{s,b} = 113$

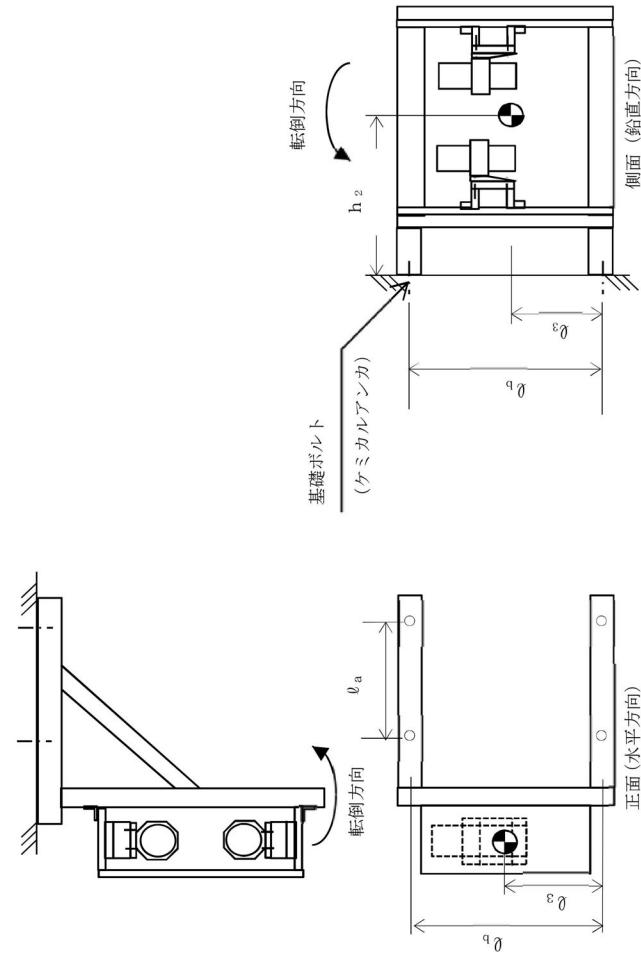
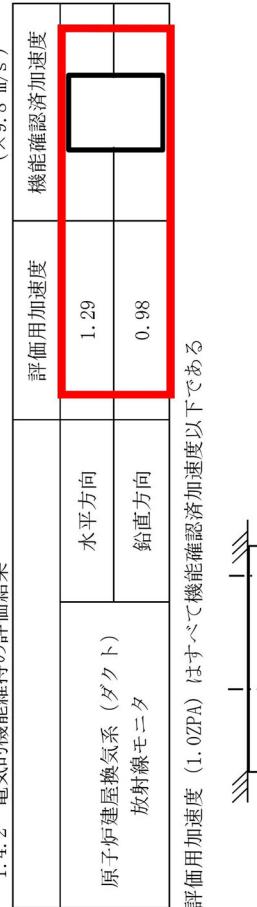
すべて許容応力以下である。

1.4.2 電気的機能維持の評価結果

	評価用加速度			(×9.8 m/s ²)
	水平方向	鉛直方向	機能確認済加速度	
原子炉建屋換気系(ダクト) 放射線モニタ	1.29	0.98		

評価用加速度 (1.0ZPA) はすべて機能確認済加速度以下である

1.4.3 地盤の評価結果



原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第6条 津波による損傷の防止】

1. 基準適合性の確認範囲

①基本方針においては、設計基準対象施設が、基準津波によりその安全性が損なわれるおそれのないようにするため、設置変更許可申請書の設計方針とともに、「耐津波設計に基づく手法を適用して、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を設置すること並びに基準津波に対しこれらの施設の機能を維持する設計と記載している。

「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」（1頁参照）

「その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備に係る機器の配置を明示した図面」
(第9-4-1図～第9-4-4図参照)
「その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る機器の配置を明示した図面」
(第9-4-5図～第9-4-16図参照)

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

②津波防護対象設備について

既工事計画においては、設計基準対象施設のうち津波から防護する設備については「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されるクラス1、2設備及び耐震Sクラスに属する設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く）と記載している。

「補足-5 【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ改造工事の概要について】 参照」

「V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲」（1～3頁参照）

「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」（1,2頁参照）

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

③入力津波の設定について

- a. 既工事計画においては、入力津波の設定に当たって敷地及び敷地周辺における地形と施設の配置を考慮した津波の週上解析を基に
 - ・ 基準津波による敷地への週上の可能性を記載している。
 - 「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」（2,3頁参照）

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について

【第6条 津波による損傷の防止】

- b. 既工事計画においては、津波防護対策に必要な各施設の設置位置において潮位のばらつき、地盤変動及び数値計算上の不確かさを考慮して適切に設定している。

「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」（3,4頁参照）

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

④津波防護対策施設について

- a . 既工事計画においては、入力津波による津波防護対象設備への影響として、津波の敷地への流入の可能性の有無、津波による漏水及び溢水並びに津波による水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響の有無を評価し、対策が必要となる箇所に津波防護施設及び浸水防止設備を設置することを記載している。

「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」（5～12頁参照）

「V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」（16, 20頁参照）

- b . 既工事計画においては、津波の襲来を察知し津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実とする津波監視設備を設置することなどを記載している。

「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」（13頁参照）

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

⑤津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計について

- a . 既工事計画においては、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、以下のb. 及びc. の事項から、入力津波に対して、それぞれに要求される機能が十分に保持できる設計を記載している。

「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」（14,15頁参照）

- b . 既工事計画においては、津波による荷重と津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮していること、津波以外の荷重として、余震による荷重、漂流物による荷重、積雪荷重及び風荷重を考慮していることを記載している。

「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」（15,16頁参照）

- c . 既工事計画においては、津波襲来後の再使用性や津波の繰り返しの作用を考慮して、作用する荷重に対し、それぞれの施設に要求される機能を十分に保持できる許容限界を設定していること、材料の応力がおおむね弾性範囲内に収まるこことを基としていることを記載している。

「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」（16頁参照）

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について

【第6条 津波による損傷の防止】

⑥既工認実績のない手法、条件等に係る確認について

a. 既工事計画においては、防護堤に取り囲むよう、地中連続壁基礎に鋼製の上部工を設置する鋼製防護壁、地中連続壁基礎に鉄筋コンクリート製の上部工を設置する鉄筋コンクリート防潮壁及び基礎となる銅管杭の上部工部分に鉄筋コンクリートを被覆した銅管杭鉄筋コンクリート防潮壁の3種類を設置し、地震後に繰り返しの襲来が想定される津波による荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、地震後及び津波後の再使用性も考慮し、主要な構造部材の構造健全性を維持する設計としており、基準津波による週上波の到達又は流入を防止する設計を記載している。「V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針」（8～11頁参照）

「その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備の構造図」（第9-4-17図～第9-4-19図参照）

b. 既工事計画においては、鋼製防護壁の止水機構について、構造上、一体化できない鋼製防護壁と取水構造物の境界部に想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した構造の異なる1次止水機構及び2次止水機構を設置し、止水性を保持する設計を記載している。

「V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針」（8～11頁参照）

「その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備の構造図」（第9-4-17図～第9-4-19図参照）

c. 既工事計画においては、鋼製防護壁の上部構造と下部構造の接合部については、複合材料で構成された構造をより正確に評価するため三次元解析を実施して、各部材が負担する荷重、その伝達メカニズム及び三次元挙動を評価し、設計荷重により生じる各部材の応力が許容値を超えること、また、設計荷重を満足すること、また、設計荷重が許容値を超過することではなく十分な韌性を有していることを記載している。

「V-3-別添3-2-1-1 防潮堤（鋼製防護壁）の強度計算書 1. 防潮堤（鋼製防護壁）の基礎及び上部構造に関する強度計算書」（14頁参照）

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第6条 津波による損傷の防止】

2. 確認結果

確認図書名	確認結果
補足-5 【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ改造成工事の概要について】	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、原子炉建屋内に配置され、津波防護対策で防護する設計方針に変更がないことを確認した。【②】
V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、設計基準対象施設が、基準津波によりその安全性が損なわれるおそれのないようになるための設計に変更がないことを確認した。【①】 今回の放射線モニタの改造により、津波防護対象施設について、設計基準対象施設のうち津波から防護する設備に変更がないことを確認した。【②】 今回の放射線モニタの改造により、入力津波の設定のうち、基準津波による敷地への遡上の可能性及び津波防護対策に必要な各施設の設置位置の設定について変更がないことを確認した。【③】 今回の放射線モニタの改造により、津波防護対策のうち、入力津波による津波防護対象設備に対する津波監視設備及び浸水防護施設及び津波の襲来を察知する津波監視設備の設置について変更がないことを確認した。【④】 今回の放射線モニタの改造により、津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計については、津波以外に考慮すべき荷重の設定及び津波襲来後の再使用性や津波の繰り返し作用についての設計について変更がないことを確認した。【⑤】
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備に係る機器の配置を明示した図面（第9-4-1図～第9-4-4図）	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、津波防護施設、浸水防護施設及び津波監視設備に係る機器の配置に変更がないことから、津波による損傷を防止する設計に変更がないことを確認した。【①】

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第6条 津波による損傷の防止】

確認図書名	確認結果
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る機器の配置を明示した図面 (第9-4-5図～第9-4-16図)	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備に係る機器に変更がないことを確認した。 【①】
V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、津波防護対象設備について、設計基準対象施設のうち津波から防護する設備に変更がないことを確認した。 【②】
V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、津波防護対策のうち、入力津波による津波防護対象設備に对策が必要となる箇所への津波防護施設及び浸水防護施設の設計に変更がないことを確認した。 【④ a】
V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、既工認実績のない手法、条件等に係る確認のうち、防潮堤の基準津波による週上波の到達又は流入の防止、及び鋼製防護壁の止水性を保持する設計に変更がないことを確認した。 【⑥ a, b】
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備の構造図 (第9-4-17図～第9-4-19図)	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、防潮堤（鋼製防護壁、鉄筋コンクリート防潮壁及び銅管杭鉄筋コンクリート防潮壁）の構造に変更がないことから、津波による損傷を防止する設計に変更がないことを確認した。 【⑥ a, b】
V-3-別添3-2-1-1 防潮堤（鋼製防護壁）の強度計算書 1. 防潮堤（鋼製防護壁）の基礎及び上部構造に関する強度計算書	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、既工認実績のない手法、条件等に係る確認のうち、鋼製防護壁が十分な韌性を有している設計について強度計算に変更がないことを確認した。 【⑥ c】

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第6条 津波による損傷の防止】

- 3.まとめ
- ・今回の放射線モニタの改造について、入力津波に変更がなく、原子炉建屋や津波防護対策で防護する設計方針に変更がないことを確認した。
 - ・入力津波に対する津波防護の設計方針に変更がなく、津波防護対策に変更がないため、技術基準の適合性に影響を与えない。
 - ・既工事計画で確認された設計を変更するものではない。また、津波による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならない。

V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針

NT2 補① V-1-1-2-2-1 R6

1. 概要

本添付書類は、発電用原子炉施設の耐津波設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第6条及び第51条（津波による損傷の防止）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に適合することを説明するものである。

また、重大事故等対処施設が、基準津波を超える敷地に遡上する津波（確率論的リスク評価において全炉心損傷頻度に対して津波のリスクが有意となる津波。以下「敷地に遡上する津波」という。）に対して、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮することができるよう、第54条（重大事故等対処設備）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に適合することを説明するものである。

2. 耐津波設計の基本方針

①

2.1 基本方針

設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が、設置（変更）許可を受けた基準津波により、その安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。

また、重大事故等対処施設が、敷地に遡上する津波に対して、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮することができるよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波対策を講じる設計とする。

敷地に遡上する津波の高さは、防潮堤及び防潮扉の高さを超えることから、防潮堤及び防潮扉は、津波の越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さを維持し、防潮堤内側の敷地への津波の流入量を抑制する設計とする。また、止水性を維持し第2波以降の繰返しの津波の襲来に對しては、防潮堤内側の敷地への津波の流入又は回り込みを防止する設計とする。

基準津波に対しては、添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮 (11) 高潮」を踏まえ、津波と同様な潮位の変動事象である高潮の影響について確認する。確認結果については、添付書類「V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」に示す。

敷地に遡上する津波に対しては、全炉心損傷頻度に対して津波のリスクが有意となる津波として、防潮堤前面において津波高さをT.P.+24mと設定し、確率論的リスク評価を実施していることから、高潮の影響は考慮しない。

②

2.1.1 津波防護対象設備

(1) 基準津波に対する津波防護対象設備

添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」に従い、設計基準対象施設が、基準津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防

(2)

護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及び機器（以下「津波防護対象設備」という。）とする。

津波防護対象設備の防護設計においては、津波により防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある防護対象施設以外の施設についても考慮する。また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。

(2)

さらに、津波が地震の随伴事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を含めて津波防護対象設備（以下、上記に示した津波防護対象施設をまとめて「基準津波に対する津波防護対象設備」という。）とする。

(2) 敷地に遡上する津波に対する津波防護対象設備

敷地に遡上する津波から防護すべき施設は、重大事故等対処施設とし、基準津波への対策と同様に、重大事故等対処施設を内包する建屋及び区画を高台に配置するか又は建屋及び区画の境界に浸水防護対策を講じることで、内包する重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。

また、常設重大事故防止設備及び設計基準事故対処設備が同時に必要な機能を損なうおそれがないよう、可搬型重大事故等対処設備も含めて津波防護対象設備（以下「敷地に遡上する津波に対する防護対象設備」という。）とする。

非常用取水設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）は、緊急用海水系の流路であることから、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備とする。

しかし、残留熱除去系海水系ポンプ、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（以下「非常用海水ポンプ」という。）は、防潮堤及び防潮扉を越流した津波により海水ポンプ室が冠水状態となることで機能喪失する前提であることから、非常用海水ポンプ並びに同ポンプから海水が供給される高压炉心スプレイ系及び非常用ディーゼル発電機は防護すべき施設の対象外とする。

2.1.2 入力津波の設定

各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への遡上に伴う津波（以下「遡上波」という。）による入力津波と取水路、放水路等の経路からの流入に伴う津波（以下「経路からの津波」という。）による入力津波を設定する。

敷地に遡上する津波についても上記と同様とするが、遡上波による入力津波については、防潮堤外側及び防潮堤内側でそれぞれ設定する。

入力津波の設定の諸条件の変更により、評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、津波評価を実施する運用とする。

以下に、各入力津波の設定方針を示す。

(3)a

(1) 基準津波の入力津波の設定

基準津波については、添付書類「V-1-1-2-2-2 基準津波の概要」に示す。入力津波

③ a

の設定方法及び結果に関しては、添付書類「V-1-1-2-2-3 入力津波の設定」に示す。

a. 邋上波による入力津波

遡上波による入力津波については、遡上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を評価する。

遡上する場合は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算出される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。

b. 経路からの津波による入力津波

経路からの津波による入力津波については、浸水経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。

c. 水位変動

上記 a. 及び b. においては、水位変動として、朔望平均満潮位 T.P. + 0.61m、朔望平均干潮位 T.P. - 0.81m を考慮する。

上昇側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして朔望平均満潮位の標準偏差 0.18m を考慮して設定する。

下降側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして朔望平均干潮位の標準偏差 0.16m を考慮して設定する。

地殻変動については、基準津波の波源である茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による広域的な地殻変動及び 2011 年東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を余効変動を含めて考慮する。

茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による広域的な地殻変動については、基準津波の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie(1971) の方法により算定しており、敷地地盤の地殻変動量は、0.31m の沈降を考慮する。広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動については、発電所敷地内にある基準点による GPS 測量及び国土地理院の観測記録を踏まえて 0.2m と設定する。

なお、2011 年東北地方太平洋沖地震により地殻の沈降が生じたが、余効変動により回復傾向が続いている。発電所周辺の電子基準点（日立）における国土地理院の観測記録では、地震前と比較すると 2017 年 6 月で約 0.2m 沈降しており、広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動として設定した 0.2m の沈降と整合している。

上昇側の水位変動に対して安全側に評価する際には、茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による地殻変動量である 0.31m の沈降及び広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量である 0.2m の沈降を考慮する。

下降側の水位変動に対して安全側に評価する際には、茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による地殻変動量である 0.31m の沈降及び広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量である 0.2m の沈降は考慮しな

(3)b

い。

また、入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。

なお、防潮堤ルート変更（北側エリア縮小）による影響も考慮し、防潮堤ルート変更前後のそれぞれについて算定された数値を安全側に評価する。

(2) 敷地に遡上する津波の入力津波の設定

a. 遡上波による入力津波

敷地に遡上する津波の遡上波による入力津波の遡上への影響要因等については、基準津波と同様である。

防潮堤外側の敷地においては、敷地に遡上する津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また、繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。

防潮堤内側の敷地においては、防潮堤を越流した敷地に遡上する津波の数値シミュレーション結果を踏まえ、各施設・設備の設置位置における浸水深として設定する。防潮堤内側の遡上波の設定に当たっては、地震による変状が敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への遡上経路に及ぼす影響を評価する。

評価に当たっては、敷地に遡上する津波の越流時の耐性を有する防潮堤及び防潮扉をモデル化した数値シミュレーションを実施し入力津波を設定する。また、基準津波における外郭防護1として設置する浸水防護施設（津波防護施設及び浸水防護設備）については、敷地に遡上する津波に対して耐性を有する設計とする。

また、東海第二発電所の原子炉建屋周辺の浸水域、流速等に関する数値シミュレーション結果への影響を確認するために、東海発電所の建屋をモデル化した場合も考慮して評価する。

さらに、T.P. +11mの敷地とT.P. +8mの敷地の間に新たに設置するアクセスルートを経由したT.P. +11mの敷地への遡上の有無を考慮して評価する。

b. 経路からの津波による入力津波

経路からの津波による入力津波については、浸水経路を特定し、敷地に遡上する津波の高さを基に各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。

c. 水位変動

上記a. 及びb.においては、水位変動として、朔望平均満潮位T.P. +0.61m、朔望平均干潮位T.P. -0.81mを考慮するが、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起、潮位観測記録に基づく潮位のばらつき及び高潮による変動は考慮しない。

地殻変動については、敷地に遡上する津波の波源である茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による広域的な地殻変動及び2011年東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を余効変動を含めて考慮する。

茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による広域的な地殻変動については、敷地に遡上する津波の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie(1971)の方針により算定しており、敷地地盤の地殻変動量は、0.46mの沈降を考慮する。広域的

な余効変動を含む2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動については、発電所敷地内にある基準点によるG P S測量及び国土地理院の観測記録を踏まえて0.2mと設定する。なお、2011年東北地方太平洋沖地震により地殻の沈降が生じたが、余効変動により回復傾向が続いている。発電所周辺の電子基準点（日立）における国土地理院の観測記録では、地震前と比較すると2017年6月で約0.2m程度沈降しており、広域的な余効変動を含む2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動として設定した0.2mの沈降と整合している。

上昇側の水位変動に対して安全側に評価する際には、茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による地殻変動量である0.46mの沈降及び広域的な余効変動を含む2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量である0.2mの沈降を考慮する。

敷地に遡上する津波は、上記を初期条件としてあらかじめ考慮した上で高さを設定し、防潮堤外側における入力津波としていることから数値計算上の不確かさは考慮しない。

なお、防潮堤ルート変更（北側エリア縮小）による影響も考慮し、防潮堤ルート変更前後のそれぞれについて算定された数値を安全側に評価する。

2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価

「2.1.2 入力津波の設定 (1) 基準津波の入力津波の設定」で設定した入力津波による基準津波に対する津波防護対象設備への影響について、津波の敷地への流入の可能性の有無、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。

また、「2.1.2 入力津波の設定 (2) 敷地に遡上する津波の入力津波の設定」で設定した入力津波による敷地に遡上する津波に対する防護対象設備への影響について、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への流入の可能性の有無、漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波による溢水の重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。

具体的な影響評価の内容及び結果については、添付書類「V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」に示す。

入力津波の変更が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善に関する手順を定める。

(1) 敷地への浸水防止（外郭防護 1）

a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護 1）

(4) a

(a) 敷地への地上部からの到達、流入の防止

遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水高さの分布を基に、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遡上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。

流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参考する裕度として、設計上の裕度の判断の際に考慮する。

評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入するため、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画（緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）を除く。）の設置された敷地に、遡上波の流入を防止するための津波防護施設として防潮堤及び防潮扉を設置する設計とする。

また、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画のうち、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）は、津波による遡上波が地上部から到達、流入しない十分高い場所に設置する設計とする。

なお、防潮扉は、原則閉運用とすることを保安規定に定めて管理する。

(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止

津波の流入の可能性のある経路につながる海水系、循環水系、構内排水路等の標高に基づき、許容される津波高さと経路からの津波高さ又は遡上波高さを比較することにより、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参考する裕度とし、設計上の裕度の判断の際に考慮する。

評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A 用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。

なお、防潮堤の下部に存在する東海発電所の取水路及び放水路に対しては、廃止措置工事に伴う排水（解体撤去に伴う廃液、洗濯廃液）に必要な希釈取水機能

④ a

及び希釈放水機能に影響が生じないよう取水路と放水路をコンクリート等により埋戻しを行うことにより、津波の流入を防止する設計とする。

放水路ゲートについては、敷地への遡上のおそれのある津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。なお、扉体にフラップ式の小扉を設置することにより、放水路ゲート閉止後においても非常用海水ポンプの運転が可能な設計とする。

また、大津波警報が発表された場合に、放水路を経由した津波の流入を防止するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止並びに放水路ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。

上記(a)及び(b)において、外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の入力津波に対し、設計上の裕度を考慮する。

- b. 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への浸水防止（外郭防護1）

(a) 遡上波の地上部からの流入の防止

防潮堤外側及び防潮堤内側の遡上波に対し、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画への地上部からの到達、流入の有無を評価する。

評価の結果、敷地に遡上する津波は、防潮堤を越流し地上部から防護対象の建屋及び区画に到達するため、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋又は区画（常設代替高圧電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側S A立坑、東側D B立坑、軽油貯蔵タンクを含む。）、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）を除く。）に対する津波防護施設として、原子炉建屋外壁並びに原子炉建屋原子炉棟水密扉、原子炉建屋付属棟西側水密扉、原子炉建屋付属棟東側水密扉、原子炉建屋付属棟南側水密扉、原子炉建屋付属棟北側水密扉1及び原子炉建屋付属棟北側水密扉2（以下「原子炉建屋水密扉」という。）を設置する設計とする。

また、浸水防止設備として、原子炉建屋水密扉、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ、常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉を設置する。

原子炉建屋1階の貫通部及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）の地下1階床面貫通部に対しては止水処置を実施する。

敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画のうち、T.P.+11m以上の標高の敷地に設置する常設代替高圧電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側S A立坑、東側D B立坑、軽油貯蔵タンクを含む。）、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南

側)は、敷地に遡上する津波による遡上波が地上部から到達、流入しない十分高い場所に設置する設計とする。

敷地に遡上する津波に対して耐性を確保する防潮扉の管理は、基準津波に対する管理と同じである。また、原子炉建屋水密扉及び常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉については、津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。

(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止

津波の流入の可能性のある経路につながる海水系、循環水系、構内排水路等の標高に基づき許容される津波高さと経路からの津波高さ又は遡上波高さを比較することにより、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への津波の流入の可能性の有無を評価する。

評価の結果、流入する可能性のある経路がある場合の津波防護施設及び浸水防止設備として、「a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）（b）取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止」に記載する設備の設置及び屋外二重管内に設置される非常用海水系配管の原子炉建屋側貫通部止水処置を実施する設計とする。

東海発電所の取水路及び放水路からの津波の流入防止に係る設計、放水路ゲートの設計、大津波警報発表時の循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止並びに放水路ゲートの閉止運用に係る管理については、「a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）（b）取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止」と同じである。

上記(a)及び(b)の津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の敷地に遡上する津波による入力津波に対する設計上の裕度は考慮しない。

④ a

(2) 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）

a. 基準津波における漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）

(a) 漏水対策

経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、津波による漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに、当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。

さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設置するとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。

評価の結果、浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、重要な安

(4) a

全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう、排水設備を設置する設計とする。

- b. 敷地に遡上する津波における漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）

(a) 漏水対策

経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、津波による漏水が継続することによる浸水想定範囲を設定するとともに、当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。

また、防潮堤内側に流入する遡上波に対して浸水想定範囲を設定するとともに、当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。

さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設置するとともに、防水区画内への浸水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。

評価の結果、浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、重要な安全部機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう、排水設備を設置する設計とする。

(4) a

- (3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）

a. 基準津波による影響防止

(a) 浸水防護重点化範囲の設定

設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋、海水ポンプ室、常設代替高圧電源装置置場（軽油貯蔵タンク、非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び東側D B立坑を含む。）、常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部、立坑部及びカルバート部を含む。）及び非常用海水系配管を設定する。

重大事故等対処施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、海水ポンプ室、非常用海水系配管、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）、可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）、格納容器压力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽（代替淡水貯槽、常設低圧代替注水系ポンプ室、常設低圧代替注水系配管カルバート）、緊急用海水ポンプピット、常設代替高圧電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側S A立坑、東側D B立坑、軽油貯蔵タンク、非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを含む）。

(4) a

む。) 及び常設代替高圧電源装置用カルバート(トンネル部, 立坑部及びカルバート部を含む。)を設定する。

(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に, 浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については, 地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のうち, 津波による影響を受けない範囲の評価については, 添付書類「V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に示す。

評価の結果, 浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路, 浸水口が特定されたことから, 地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基準対象施設の津波防護対象設備に対する浸水防止設備として, 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋, 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部止水処置, 原子炉建屋境界貫通部止水処置及び常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止水処置を実施する設計とする。

また, 重大事故等対処施設の津波防護対象設備に対する浸水防止設備として, 設計基準対象施設の浸水防止設備に加え, 緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋, 緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋, 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ, 常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。

常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉については, 津波の流入を防止するため, 扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。

内郭防護として設置及び実施する浸水防護設備については, 貫通部, 開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても貫通部, 開口部等の全体を浸水防護することにより, 浸水評価に対して裕度を確保する設計とする。

b. 敷地に遡上する津波による影響防止

(a) 浸水防護重点化範囲の設定

敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画のうち, 重大事故等に対処するために必要な機能を有する重大事故等対処施設の浸水防護重点化範囲は, 海水ポンプ室及び非常用海水系配管並びに常設代替高圧電源装置置場のうちの非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び東側D B立坑を除き, 「a. 基準津波による影響防止 (a) 浸水防護重点化範囲の設定」と同じである。

(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

経路からの津波による溢水を考慮した浸水対策の考え方は「a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策」と同じである。

評価の結果, 浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路, 浸水口がある場合には, 地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防護設備を設置することとし, 「a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点

化範囲の境界における浸水対策」に記載する設備のうち、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋を除く設備に加え、原子炉建屋外壁及び原子炉建屋水密扉を設置する設計とする。

原子炉建屋水密扉の管理及び浸水防止対策の範囲の考え方については、「a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策」と同じである。

- ④ a (4) 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止

a. 基準津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止

- (a) 非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性

非常用海水ポンプについては、評価水位としての取水ピットでの下降側水位と非常用海水ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。

また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所である SA 用海水ピット取水塔の天端高さと入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位が SA 用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるか評価する。

評価の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留堰を設置することで、取水性を確保する設計とする。

なお、大津波警報が発表された場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。

緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波時において緊急用海水ポンプを運転したとしても、地下岩盤内に設置した緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能な設計とする。

非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。

可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の水位に対して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。

- (b) 津波の二次的な影響による非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの機能保持確認

基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対して、取水口及び取水構造物が閉塞することなく取水口及び取水構造物の通水性が確保できる設計とする。また、SA 用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA 用海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットに対しても、閉塞することなく SA 用

(4) a

海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットに対して通水性が確保できる設計とする。

非常用海水ポンプ及び緊急用海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃し溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。

可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプは、浮遊砂の混入に対して、取水性能が保持できるものを用いる設計とする。

漂流物に対しては、発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、非常用海水ポンプへの衝突並びに取水口及び取水構造物の閉塞が生じることがなく、非常用海水ポンプの取水性確保並びに取水口及び取水構造物の通水性が確保できる設計とする。また、SA用海水ピット取水塔の閉塞が生じることなく、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替中型ポンプの取水性確保並びにSA用海水ピット取水塔から緊急用海水ポンプピットまでの通水性が確保できる設計とする。

発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。また、隣接事業所の人工構造物については、当該事業所との合意文書に基づき、隣接事業所における人工構造物の設置状況を継続的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。さらに、従前の評価結果に包絡されない場合は、漂流物となる可能性、非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性並びに浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、影響がある場合は漂流物対策を実施する。

- b. 敷地に遡上する津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止
- (a) 緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性

緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性については、敷地に遡上する津波による入力津波に対し「a. 基準津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止 (a) 非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性」と同じである。

- (b) 津波の二次的な影響による緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの機能保持確認

緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの機能保持確認については、敷地に遡上する津波による入力津波に対し「a. 基準津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止 (a) 非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性」に記載する緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの評価内容と同じである。

漂流物に対しては、防潮堤内側を含む発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合の評価を実施する。

防潮堤外側で発生する漂流物に対しては、S A用海水ピット取水塔、海水引込み管、S A用海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットの閉塞が生じることなく、緊急用海水ポンプの取水性が確保できる設計とする。また、S A用海水ピット取水塔への衝突荷重による影響を評価する。

可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替中型ポンプは取水性が確保できるものを用いる設計とする。

防潮堤内側については、防潮堤外側で発生した漂流物の流入の影響及び防潮堤内側で発生した漂流物の影響を評価するものとし、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への到達の可能性及び到達する場合は衝突荷重による影響を評価する。

構内排水路逆流防止設備については、防潮堤内側に流入した津波の排水に使用することから、排水時の漂流物、砂等の堆積・混入による影響を考慮した設計とする。また、集水枠底部に砂が堆積した場合に、砂を取り除くことができる設計とともに保安規定に砂や漂流物を除去することを定め、排水機能を維持する。

発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。また、隣接事業所の人工構造物については、当該事業所との合意文書に基づき、隣接事業所における人工構造物の設置状況を継続的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。さらに、従前の評価結果に包絡されない場合は、漂流物となる可能性、緊急用海水ポンプの取水性及び浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、影響がある場合は漂流物対策を実施する。

④ b

(5) 津波監視

a. 基準津波に対する津波監視

(a) 津波監視

津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの襲来を察知し津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波・構内監視カメラ、取水ピット水位計及び潮位計を設置する。

b. 敷地に遡上する津波に対する津波監視

(a) 津波監視

津波監視設備については、敷地に遡上する津波に対しては機能を期待しない取水ピット水位計を除き、「a. 基準津波に対する津波監視」と同じである。

なお、津波・構内監視カメラのうち、防潮堤に設置する津波・構内監視カメラについては、敷地に遡上する津波により機能喪失が想定されるため、敷地に遡上する津波時は原子炉建屋屋上の津波・構内監視カメラにより、敷地に遡上する津波に対する重大事故等への対処に必要なエリアの監視等を行う。潮位計は、計測範囲の

上限を一時的に超えた後も機能喪失しない設計とする。

2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護の設計方針

「2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」にて、津波防護上、津波防護対策が必要な場合は、以下に示す(1)及び(2)に基づき施設の設計を実施する。設計は、添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」に従い、自然現象のうち、余震、積雪及び風の荷重を考慮する。津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、防潮堤、防潮扉、放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備、浸水防止蓋、逆止弁、水密扉、潮位計、津波・構内監視カメラ等の構造形式があるため、これらの施設・設備の詳細な設計方針については、添付書類「V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針」に示す。

⑤ a

(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計

a. 設計方針

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、「2.1.2 入力津波の設定 (1) 基準津波の入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、基準津波に対する津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備に関する耐震設計の基本方針は、添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に従う。

(a) 津波防護施設

津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。

津波防護施設のうち防潮堤及び防潮扉については、入力津波高さを上回る高さで設置し、止水性を保持する設計とする。

津波防護施設のうち放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備については、入力津波による波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入を防止する設計とする。

津波防護施設のうち貯留堰については、津波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計とする。

主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計とする。また、鋼製防護壁と取水構造物の境界部には、浸水防止設備として、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した1次止水機構及び2次止水機構を多様化して設置し、止水性を保持する設計とする。

(b) 浸水防止設備

浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。また、基準津波に対する津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び冠水後に津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。

浸水防止設備として、取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレ

⑤ a

ン排出口逆止弁，取水ピット空気抜き配管逆止弁，S A用海水ピット開口部浸水防止蓋，緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋，緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁，緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁，放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋，海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋，緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋，緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋，格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ，常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ，常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ及び常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉を設置し，入力津波高さ又は津波による溢水の高さに余裕を考慮した高さの水位による静水圧に対する耐性を評価又は試験等により止水性を確認した方法により止水性を保持する設計とする。

防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置，海水ポンプ室貫通部止水処置，原子炉建屋境界貫通部止水処置並びに常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置については，入力津波高さ又は津波による溢水の高さに余裕を考慮した高さの水位による静水圧に対する耐性を評価又は試験等により止水性を確認した方法により止水処置を実施し，止水性を保持する設計とする。

(c) 津波監視設備

津波監視設備は，津波の襲来状況を監視可能な設計とする。津波・構内監視カメラは，波力，漂流物の影響を受けない位置，取水ピット水位計及び潮位計は波力，漂流物の影響を受けにくい位置に設置し，津波監視機能が十分に保持できる設計とする。また，基準地震動 S_sに対して，機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては，自然条件（積雪，風荷重等）との組合せを適切に考慮する。

津波監視設備のうち津波・構内監視カメラは，所内常設直流電源設備から給電し，暗視機能を有したカメラにより，昼夜にわたり中央制御室及び緊急時対策所から監視可能な設計とする。

津波監視設備のうち取水ピット水位計は，所内常設直流電源設備から給電し，T.P. -7.8m～T.P. +2.3m を計測範囲として，非常用海水ポンプが設置された取水ピットの下降側の水位を中央制御室及び緊急時対策所から監視可能な設計とする。また，取水ピット水位計は取水ピットの北側と南側にそれぞれ 1 個ずつ計 2 個を多重化して設置し，漂流物の衝突に対する防止策・緩和策を講じる設計とする。

津波監視設備のうち潮位計は，所内常設直流電源設備から給電し，T.P. -5.0m～T.P. +20.0m を計測範囲として，津波の上昇側の水位を中央制御室及び緊急時対策所から監視可能な設計とする。また，潮位計は取水口入口近傍の北側と南側にそれぞれ 1 個ずつ計 2 個を多重化して設置し，漂流物の衝突に対する防止策・緩和策を講じる設計とする。

⑤ b

b. 荷重の組合せ及び許容限界

津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備の耐津波設計における構造強度による機能維持は，以下に示す入力津波による荷重と津波以外の荷重の組合せを適切に考慮して構造強度評価を行い，その結果がそれぞれ定める許容限界内にあることを確認すること（解析による設計）により行う。なお，組み合わせる自然現象とその

⑤ b

荷重の設定については、添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に、地震荷重との組合せとその荷重の設定については、添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に従う。

(a) 荷重の組合せ

津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している自然条件（積雪、風荷重等）及び余震として考えられる地震に加え、漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。

⑤ c

(b) 許容限界

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料が概ね弾性状態に留まることを基本とする。

(2) 敷地に遡上する津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計

a. 設計方針

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、「2.1.2 入力津波の設定 (2) 敷地に遡上する津波の入力津波の設定」で設定している入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。

防潮堤及び防潮扉については、敷地に遡上する津波の越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さ及び止水性を保持するとともに、漂流物の衝突荷重の影響を考慮した設計とする。

(a) 津波防護施設

津波防護施設のうち、原子炉建屋外壁、原子炉建屋水密扉、放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備については、敷地に遡上する津波の入力津波による波压等に対する耐性を評価し、止水性を保持する設計とする。構内排水路逆流防止設備は、漂流物の堆積及び異物の噛み込みによる影響を考慮した設計とする。

主要な構造体の境界部に対する設計は、敷地に遡上する津波の入力津波に対して「(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針」に記載する内容と同じである。

(b) 浸水防止設備

浸水防止設備の設計は、敷地に遡上する津波の入力津波に対して「(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針」に記載する内容と同じである。

浸水防止設備として、「(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針」に記載する設備（海水ポンプ室ケーブル点検口を除く。）に加え、原子炉建屋外壁及び原子炉建屋水密扉を設置し、止水性を保持する設計とする。

V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲

1. 概要

本資料は、設計基準対象施設が自然現象等によりその安全性を損なわないという技術基準の要求を満足させるために必要な安全機能を確認し、それらの安全機能が自然現象等により損なわれないために、防護すべき施設について説明するものである。

(2)

2. 安全施設の範囲

2.1 技術基準規則の要求について

「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第6条及び第7条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）においては、設計基準対象施設が自然現象等によりその安全性を損なわないことが要求されている。この要求を満足させるためには、通常運転時だけでなく、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時においても発電用原子炉施設の安全性を確保する必要がある。

設置（変更）許可申請書添付書類十において、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき行った運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の安全評価（以下「安全評価」という。）では、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故として想定される事象に対して解析を行い、いずれの事象についても判断基準を満足しており、発電用原子炉施設の安全性が確保されることを確認している。

したがって、安全評価において考慮する安全機能が自然現象等により損なわなければ、「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」時においても発電用原子炉施設の安全性を確保することができ、技術基準規則第6条及び第7条並びにそれらの解釈の要求を満足することができる。

2.2 安全評価において考慮する安全機能

安全評価では、表2-1及び表2-2に示す安全機能を考慮して解析を行った結果、発電用原子炉施設の安全性が確保されることを確認している。

安全評価において期待する安全機能は、原則として「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている安全重要度分類のMS-1又はMS-2に属するものである。しかしながら、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」の付録解説に示すとおり、MS-3に属する安全機能のうち表2-1及び表2-2に示す安全機能については、信号の多重化により作動系に高い信頼性を有するものとして考慮している。

2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設の範囲

設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

なお、安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とは、表2-1及び表2-2に示しているMS-3の構築物、系統及び機器である。

表 2-1 「運転時の異常な過渡変化」において考慮する安全機能

分類	安全機能	構築物、系統及び機器
② MS-1	原子炉の緊急停止機能	制御棒及び制御棒駆動系（スクラム機能）
	未臨界維持機能	制御棒及び制御棒駆動系（未臨界維持機能）
	工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	安全保護系
MS-2	—	—
MS-3	原子炉圧力の上昇の緩和機能	逃がし安全弁（逃がし弁機能） タービン・バイパス弁
	出力上昇の抑制機能	再循環流量制御系（再循環ポンプ・トリップ機能） 核計装（制御棒引抜監視装置）

表 2-2 「設計基準事故」において考慮する安全機能

分類	安全機能	構築物、系統及び機器
MS-1 ②	原子炉の緊急停止機能	制御棒及び制御棒駆動系（スクラム機能）
	未臨界維持機能	制御棒及び制御棒駆動系（未臨界維持機能）
	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	逃がし安全弁（安全弁としての開機能）
	原子炉停止後の除熱機能	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）
		原子炉隔離時冷却系
		逃がし安全弁（手動逃がし機能）
	炉心冷却機能	自動減圧系（手動逃がし機能）
		低圧炉心スプレイ系
		低圧注水系（残留熱除去系低圧注水系）
		高圧炉心スプレイ系
		自動減圧系
MS-2 ②	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	格納容器
		格納容器隔離弁（主蒸気隔離弁含む）
		流量制限器
		格納容器スプレイ冷却系（残留熱除去系格納容器スプレイ冷却系）
		原子炉建屋
		原子炉建屋ガス処理系
	工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	可燃性ガス濃度制御系
		排気筒（非常用ガス処理系排気筒の支持機能）
	安全上特に重要な関連機能	安全保護系
MS-2	放射性物質放出の防止機能	非常用電源設備
MS-3	異常状態の把握機能	気体廃棄物処理施設の隔離弁 排気筒（非常用ガス処理系排気筒の支持機能以外）
		放射線監視設備の一部（排気筒モニタ）

V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価

表 3-2 基準津波による海上波の地上部から到達、流入評価結果 (2/2)

津波防護対象設備を内包する建屋及び区画	入力津波高さ	設置する敷地の高さ	津波防護施設の津波荷重水位	裕度	参考する裕度	評価
海水ポンプ室		T.P. +3m				
原子炉建屋 タービン建屋						
使用済燃料乾式貯蔵建屋						
排気筒						
常設代替高压電源装置用 カルバート						
格納容器圧力逃がし装置 格納槽						
常設低圧代替注水系格納 槽						
緊急用海水ポンプピット						
原子炉建屋西側接続口						
原子炉建屋東側接続口						
常設代替高压電源装置置 場						
非常用海水系配管						

④a 入力津波高さに対して、津波防護施設の津波荷重水位の裕度が参考する裕度以上であるため、海上波の到達、流入はない。

- 防潮堤 (敷地側面北側) T.P. +18m
- 防潮堤及び防潮扉 (敷地前面東側) T.P. +20m
- 防潮堤及び防潮扉 (敷地側面南側) T.P. +18m

- 敷地側面北側 2.6m
- 敷地前面東側 2.1m
- 敷地側面南側 1.2m

0.65m

* 防潮堤レート変更後の海上解析では T.P. +12.2m となつたが、設置 (変更) 許可 (平成 30 年 9 月 26 日許可) において設定した入力津波高さを下回らないように、入力津波高さを T.P. +15.4m と設定する。

表 3-3 敷地に週上する津波による週上波の地上部から到達、流入評価結果 (2/2)

津波防護対象設備を内包する建屋及び区画	入力津波高さ	設置する敷地の高さ	週上波に対する津波防護方針	裕度	参照する裕度	評価
原子炉建屋			流入する可能性のある経路を特定し、津波荷重水位が +1.2m 以上となる津波防護施設及び浸水防止設備を設置する。*	0.2m	—	④a 津波防護施設及び浸水防止設備の津波荷重水位が入力津波高さ以上であるため、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画への週上波の流入はない。
常設代替高圧電源装置用カルバミート	T.P. + 8m の敷地における浸水深が 1.0m となる。	T.P. + 8m (T.P. + 9.0m)		—	—	週上波の影響を受けない設備が設置されている区画となるため、津波防護対策が必要である。
格納容器圧力逃がし装置格納槽	常設低圧代替注水系格納槽					
緊急用海水ポンプピット						
排気筒						
原子炉建屋西側接続口						
原子炉建屋東側接続口						

* 流入する可能性のある経路の特定は、「b. 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止」に示す。

V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針

NT2 補② V-1-1-2-2-5 R9

⑥ a

3.1 津波防護施設

(1) 施設

a. 防潮堤及び防潮扉

(a) 防潮堤（鋼製防護壁）

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 機能保持*

(b) 防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 機能保持*

(c) 防潮壁（鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア））

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 機能保持*

(d) 防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 機能保持*

(e) 防潮扉

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 外郭防護

b. 放水路ゲート

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 外郭防護

c. 構内排水路逆流防止設備

基準津波 : 外郭防護

敷地に遡上する津波 : 外郭防護

d. 貯留堰

基準津波 : -

敷地に遡上する津波 : -

* 敷地に遡上する津波に対して耐性を保持する。

⑥ a, b

(2) 要求機能

津波防護施設は、繰返しの襲来を想定した入力津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備が、要求される機能を損なうおそれがないよう、津波による浸水及び漏水を防止することが要求される。

(3) 性能目標

a. 防潮堤及び防潮扉

(a) 防潮堤（鋼製防護壁）

イ. 基準津波

防潮堤（鋼製防護壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とす

(6) a, b

る。

防潮堤（鋼製防護壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、上部工は取水構造物の上部を横断するように鋼製の鋼製防護壁で構成し、下部工は取水構造物の両側に岩盤に支持される鉄筋コンクリート製の中継連続壁基礎で構成し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、鋼製防護壁アンカーにより上部工と下部工を接合し、上部工が下部工からはずれる又は浮き上がるおそれのない設計とする。地震時に異なる挙動を示す可能性がある構造体の境界部には止水ジョイントを設置し、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とする。また、取水構造物と鋼製防護壁の境界部には1次止水機構及び2次止水機構を設置し、取水構造物と鋼製防護壁の相対変位を1次止水機構及び2次止水機構が追従できる変位にとどめる設計とする。これらの設計によって、主要な構造部材の健全性を保持することを構造強度設計上の性能目標とする。

ロ. 敷地に遡上する津波

防潮堤（鋼製防護壁）は、地震後の敷地に遡上する津波が防潮堤を越えるときの第1波目の遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、防潮堤の高さを保持し、遡上波の流入を抑制することを機能設計上の目標とする。また、解析の結果、繰返し襲来する第2波目以降の遡上波の高さは、防潮堤の高さ以下となるが、第2波目以降の遡上波に対しても、防潮堤内側へ遡上波が流入することを防止するため、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても止水性を保持することを機能設計上の目標とする。

防潮堤（鋼製防護壁）は、上記の地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、「イ. 基準津波」と同じ構造設計とすることにより、主要な構造部材の健全性を保持することを構造強度設計上の性能目標とする。

(6) a, b

(b) 防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）

イ. 基準津波

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、上部工は鉄筋コンクリート製の防潮壁で構成し、下部工は岩盤に支持される鉄筋コンクリート製の中継連続壁基礎で構成し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、上部工と下部工を一体とした構造とし、上部工が下部工からはずれる又は浮き上がるおそれのない設計とするとともに、地震時に異なる挙動を示す可能性がある構造体の境界部には止水ジョイントを設置し、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とすることを構造強度設計上の

⑥ a, b

性能目標とする。

ロ. 敷地に遡上する津波

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）は、地震後の敷地に遡上する津波が防潮堤を越えるときの第1波目の遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、防潮堤の高さを保持し、遡上波の流入を抑制することを機能設計上の性能目標とする。また、解析の結果、繰返し襲来する第2波目以降の遡上波の高さは、防潮堤の高さ以下となるが、第2波目以降の遡上波に対しても、防潮堤内側へ遡上波が流入することを防止するため、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても止水性を保持することを機能設計上の目標とする。

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）は、上記の地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、「イ. 基準津波」と同じ構造設計とすることにより、主要な構造部材の構造健全性を保持することを構造強度設計上の性能目標とする。

⑥ a, b

(c) 防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア））

イ. 基準津波

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア））は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア））は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、上部工は鉄筋コンクリート製の防潮壁及び放水路で構成し、下部工は岩盤に支持される鉄筋コンクリート製の中継壁基礎で構成し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、上部工と下部工を一体とした構造とし、上部工が下部工からずれる又は浮き上がるおそれのない設計とするとともに、地震時に異なる挙動を示す可能性がある構造体の境界部には止水ジョイントを設置し、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

ロ. 敷地に遡上する津波

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア））は、地震後の敷地に遡上する津波が防潮堤を越えるときの第1波目の遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、防潮堤の高さを保持し、遡上波の流入を抑制することを機能設計上の性能目標とする。また、解析の結果、繰返し襲来する第2波目以降の遡上波の高さは、防潮堤の高さ以下となるが、第2波目以降の遡上波に対しても、防潮堤内側へ遡上波が流入することを防止するため、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても止水性を保持することを機能設計上の目標とする。

防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア））は、上記の地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、「イ. 基準津波」と同じ構造設計とすることにより、主要な構造部材の

(6) a, b

構造健全性を保持することを構造強度設計上の性能目標とする。

(d) 防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）

イ. 基準津波

防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。

防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、上部工は鋼製の鋼管と鉄筋コンクリートから成る鋼管鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート製の鉄筋コンクリート梁壁で構成し、上部工の背面には津波荷重が作用した時に受働抵抗体となる地盤嵩上げ部を設置し、下部工は岩盤に支持される鋼製の鋼管杭で構成し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、上部工の鋼管と下部工の鋼管杭は一体の構造であるため、上部工が下部工からがずれる又は浮き上がるおそれのない設計とするとともに、上部工の境界部及び地震時に異なる挙動を示す可能性がある構造体の境界部には止水ジョイントを設置し、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

ロ. 敷地に遡上する津波

防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）は、地震後の敷地に遡上する津波が防潮堤を越えるときの第1波目の遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、防潮堤の高さを保持し、遡上波の流入を抑制することを機能設計上の性能目標とする。また、解析の結果、繰返し襲来する第2波目以降の遡上波の高さは、防潮堤の高さ以下となるが、第2波目以降の遡上波に対しても、防潮堤内側へ遡上波が流入することを防止するため、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても止水性を保持することを機能設計上の目標とする。

防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）は、上記の地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、「イ. 基準津波」と同じ構造設計とすることにより、主要な構造部材の構造健全性を保持することを構造強度設計上の性能目標とする。

(e) 防潮扉

イ. 基準津波

防潮扉は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。

防潮扉は、基礎が地中連続壁基礎で構成する防潮扉1と鋼管杭で構成する防潮扉2の2種類の構造となる。

防潮扉1は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の扉体及び鉄筋コンクリ

V-3-別添3-2-1-1 防潮堤（鋼製防護壁）の強度計算書

1. 防潮堤（鋼製防護壁）の基礎及び上部構造に関する強度計算書

⑥ c

2.3 評価方針

防潮堤（鋼製防護壁）は、Sクラス施設である浸水防護施設に分類される。

鋼製防護壁の強度評価は、添付書類「V-3-別添 3-1 津波への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.1 荷重及び荷重の組合せ」及び「4.2 許容限界」にて設定している荷重及び荷重の組合せ、並びに許容限界を踏まえて実施する。強度評価では、「3. 強度評価方法」に示す方法により評価し、「4. 評価結果」より、鋼製防護壁の評価対象部位に作用する発生応力が許容限界以下であることを確認する。

鋼製防護壁に関する評価項目を表2-2に、鋼製防護壁耐津波評価フローを図2-10に示す。

鋼製防護壁の強度評価においては、その構造を踏まえ、津波及び余震荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価対象部位を設定する。強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せは、津波に伴う荷重作用時（以下「津波時」という。）及び津波に伴う荷重と余震に伴う荷重作用時（以下「重畠時」という。）について行う。

鋼製防護壁は、上部構造（鋼製防護壁）と下部構造（地中連続壁基礎）が鋼製防護壁アンカーによって剛結され、上部構造からの軸力と水平軸回りの曲げモーメントを引抜き力、押込み力として基礎上部の頂版鉄筋コンクリートに伝達することで一体構造として挙動するため、上部構造と下部構造を一体とした3次元モデルで強度評価を行う。地中連続壁基礎をはり要素、鋼製防護壁を格子状の梁要素でモデル化する。

鋼製防護壁の強度評価は、設計基準対象施設として表2-2の鋼製防護壁の評価項目に示すとおり、構造部材の健全性評価、基礎地盤の支持性能評価及び構造物の変形性評価を行う。

構造部材の健全性評価及び基礎地盤の支持性能評価を実施することで、構造強度を有することを確認する。

構造部材の健全性評価については、構造部材の発生応力が許容限界以下であることを確認する。

構造物の変形性評価については、止水ジョイント部材の変形量を算定し、有意な漏えいが生じないことを確認した許容限界以下であることを確認する。

重畠時の支持性能評価における入力地震動は、解放基盤表面で定義される弾性設計用地震動 $S_d - D1$ を1次元波動論により有効応力解析モデル底面位置で評価したものを用いる。また、地下水位は地表面位置に設定する。

工事計画認可申請	第 9-4-1 図
東海第二発電所	
名 称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設、外郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (1/4)
日本原子力発電株式会社	
	8X03

工事計画認可申請	第 9-4-2 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (2/4)
日本原子力発電株式会社	

8817

工事計画認可申請	第 9-4-3 図
東海第二発電所	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (3/4)	
日本原子力発電株式会社	
	8817

工事計画認可申請	第 9-4-4 図
東海第二発電所	
名 称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (4/4)
日本原子力発電株式会社	

8817

工事計画認可申請	第 9-4-5 図
東海第二発電所	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭部浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (1/12)	
名 称	日本原子力発電株式会社
	8831

工事計画認可申請	第 9-4-6 図
東海第二発電所	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭部浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (2/12)	
名 称	日本原子力発電株式会社
	8817

工事計画認可申請	第 9-4-7 図
東海第二発電所	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭部浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (3/12)	
名 称	日本原子力発電株式会社
	8817

工事計画認可申請	第 9-4-8 図
東海第二発電所	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭部浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (4/12)	
名 称	日本原子力発電株式会社
	8817

工事計画認可申請	第 9-4-9 図
東海第二発電所	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭部浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (5/12)	
名 称	日本原子力発電株式会社
	8817

工事計画認可申請	第 9-4-10 図
東海第二発電所	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭部浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (6/12)	
名 称	日本原子力発電株式会社
	8817

工事計画認可申請	第 9-4-11 図
東海第二発電所	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭部浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (7/12)	
名 称	日本原子力発電株式会社
	8817

工事計画認可申請	第 9-4-12 図
東海第二発電所	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭部浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (8/12)	
名 称	日本原子力発電株式会社
	8817

工事計画認可申請	第 9-4-13 図
東海第二発電所	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭部浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (9/12)	
名称	日本原子力発電株式会社
	8817

工事計画認可申請	第 9-4-14 図
東海第二発電所	
名 称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭部浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (10/12)
日本原子力発電株式会社	
	8817

工事計画認可申請	第 9-4-15 図
東海第二発電所	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭部浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (11/12)	
名 称	日本原子力発電株式会社
	8817

工事計画認可申請	第 9-4-16 図
東海第二発電所	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 内郭部浸水防護設備に係る 機器の配置を明示した図面 (12/12)	
名 称	日本原子力発電株式会社
	8817

工事計画認可申請	第 9-4-17 図
東海第二発電所	
その他発電用原子炉の附属施設	
浸水防護施設 外郭浸水防護設備の構造図	
防潮堤 (鋼製防護壁)	
日本原子力発電株式会社	
	8831

⑥ a , b

工事計画認可申請	第 9-4-18 図
東海第二発電所	
名 称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備の構造図 防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）
	日本原子力発電株式会社
	8831

工事計画認可申請	第 9-4-19 図
東海第二発電所	
名 称	その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備の構造図 防潮堤（鋼管杭斜面コンクリート防潮壁）
日本原子力発電株式会社	
	8831

⑥ a , b

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

1. 基準適合性の確認範囲

①基本事項について

a. 既工事計画においては、設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち、自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される龍巻、火山、森林火災等の10事象の自然現象（地震及び津波を除く。）並びに発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災等の7事象の人為事象（故意によるものを除く。）を選定し、それら事象に対して原子炉施設の安全性を損なわないため、防護措置等を講じることを記載している。

「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」（1～10頁参照）
「補足-5 【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ改造成工事の概要について】 参照」

b. 既工事計画においては、地震及び津波を含む自然現象の組合せや設計基準事故と自然現象との荷重の組合せを考慮した設計とすることを記載している。

「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」（1, 10, 11, 13頁参照）
「補足-5 【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ改造成工事の概要について】 参照」

c. 既工事計画においては、安全重要度分類指針に規定されるクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を、外部からの衝撃により防護すべき施設（以下「外部事象防護対象施設」という。）と設定し、外部事象防護対象施設の防護設計により外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設（以下「外部事象防護対象施設に影響を及ぼし得る施設」という。）も考慮した設計とすることを記載している。

「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」（2, 3頁参照）
「V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲」（1～3頁参照）

「補足-5 【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ改造成工事の概要について】 参照」

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

- ②竜巻に対する設計方針については、荷重による影響による影響に以下通りの設計方針を記載している。
- a. 既工事計画においては、荷重による荷重並びに設計飛来物による影響を組合せた設計竜巻荷重を適切に組合せ、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（以下「設計・建設規格」という。）及びJEAG 4601等に基づき、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等を及ぼし得る施設並びに外部事象防護対象施設を内包する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）の強度設計を適切に実施することを記載している。
- イ. 隣接事業所のうち必要な措置を講じた場所以外から、設計飛来物より運動エネルギー又は貫通力が大きくなる飛来物が想定される場合には、当該飛来物による衝撃荷重に対し、外部事象防護対象施設等の構造健全性を確保する設計等とすることを記載している。

「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」（1～3, 6頁参照）

「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」（2～4頁参照）

「V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針」（7～10, 13, 14, 23, 24, 26～28頁参照）
b. 既工事計画においては、竜巻随伴事象として、過去の竜巻被害の状況及び発電所における施設の配置から火災、溢水、外部電源喪失を想定し、外部事象防護対象施設の安全機能が損なわれないことを記載している。

「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」（1, 2, 4頁参照）

「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」（5頁参照）

「V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針」（19頁参照）

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

③火山の影響に対する設計方針について
a. 既工事計画においては、火山による影響のうち、荷重による影響に關しては、降下火砕物及びその他の自然現象による荷重、運転時の荷重等を適切に組合せ、設計・建設規格及びJ E A G 4601等に基づき、外部事象防護対象施設等の強度設計を適切に実施することを記載している。

「V-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針」(1, 2頁参照)

「V-1-1-2-4-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」(1, 3頁参照)

「V-1-1-2-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」(3, 4, 8～10, 12, 22, 24頁参照)

b. 既工事計画においては、火山による影響のうち、腐食による影響に關しては、耐食性を有する材料を使用すること又は直接降下火砕物と接しないようにするために塗装を実施することなどにより、外部事象防護対象施設等及び防護対策施設が短期間で腐食しない設計としていることを記載している。

「V-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針」(1, 2頁参照)

「V-1-1-2-4-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」(1, 3頁参照)

「V-1-1-2-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」(5, 8, 17, 18, 20, 29, 34頁参照)

今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について 【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

④外部火災に対する設計方針について

a. 既工事計画においては、外部火災から防護すべき施設（以下「外部火災防護対象施設」）として、外部事象防護対象施設の中から、その安全機能と外部火災の起因となる事象との関係を踏まえ、適切に抽出することを記載している。

「V-1-1-2-5-1 外部火災への配慮に関する基本方針」（1,2 頁参照）

「V-1-1-2-5-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定」（1頁参照）

b. 既工事計画においては、発電所敷地内の火災源に対して、それぞれ以下の通りの設計としていることを記載している。
ア. 森林火災からの影響については、外部火災防護対象施設への熱的影響が最大となる火災を想定し、火災源と外部火災防護対象施設の離隔距離が危険距離（火災の延焼防止に必要な距離であり、外部水災防護対象施設を内包する建屋又は外部火災防護対象施設が許容温度となる距離をいう。）を上回る設計とすることを記載している。

「V-1-1-2-5-1 外部火災への配慮に関する基本方針」（1頁参照）

「V-1-1-2-5-3 外部火災防護における評価の基本方針」（1～3頁参照）

「V-1-1-2-5-4 外部火災防護における許容温度設定根拠」（1頁参照）

「V-1-1-2-5-6 外部火災防護における評価結果」（1,2,47, 50頁参照）

イ. 森林火災以外の火災（敷地内の危険物貯蔵施設等の火災、航空機墜落による火災等）については、外部火災防護対象施設への熱的影響が最大となる火災を想定し、当該火災の発生時ににおいても、外部火災防護対象施設を内包する建屋又は外部火災防護対象施設の温度が許容温度を満足する設計とすることを記載している。

「V-1-1-2-5-1 外部火災への配慮に関する基本方針」（1頁参照）

「V-1-1-2-5-3 外部火災防護における評価の基本方針」（1～3頁参照）

「V-1-1-2-5-4 外部火災防護における許容温度設定根拠」（1頁参照）

「V-1-1-2-5-6 外部火災防護における評価結果」（5, 14, 15, 21, 47, 48, 51, 52頁参照）

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

- ウ. 爆発については、ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し、その危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とすることを記載している。
- 「V-1-1-2-5-1 外部火災への配慮に関する基本方針」（1頁参照）
「V-1-1-2-5-3 外部火災防護における評価の基本方針」（1～3頁参照）
「V-1-1-2-5-4 外部火災防護に関する許容温度設定根拠」（1頁参照）
「V-1-1-2-5-6 外部火災防護における評価結果」（13頁参照）
- c. 既工事計画においては、発電所敷地外の火災源（近隣の産業施設の火災・爆発等）からの影響については、発電所敷地外10km以内の範囲において石油コンビナート施設はないことを確認していること、また、石油コンビナート施設以外の危険物貯蔵施設、燃料輸送車両等の火災源に対しては、外部火災防護対象施設との離隔距離及び危険距離を上回る設計としていることを記載している。
- 「V-1-1-2-5-1 外部火災への配慮に関する基本方針」（1頁参照）
「V-1-1-2-5-3 外部火災防護における評価の基本方針」（2, 3頁参照）
「V-1-1-2-5-6 外部火災防護における評価結果」（22, 24, 25, 28～30, 33～37, 39, 42, 45, 46, 49, 50, 53～57頁参照）
- 今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

⑤その他自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象（故意によるものを除く。）に対する設計方針について
a. 既工事計画においては、自然現象に關しては、風（台風）、凍結、降水、積雪、落雷、生物学的事象及び高潮の7事象について、建築基準法及び過去の観測記録等を踏まえ、その影響から外部事象防護対象施設を適切に防護する設計としている。

「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」（5～7頁参照）
b. 既工事計画においては、人為事象（故意によるものを除く。）に關しては、船舶の衝突について海水呑口広さの考慮等により、電磁的障害について鋼製筐体や金属シールドケーブルの適用による電磁波侵入防止対策等により、また、飛来物（航空機落下）について発電所周辺の状況等を踏まえ、その影響から外部事象防護対象施設を適切に防護する設計としている。

「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」（7～10頁参照）
今回の変更認可申請に伴い、上記の設計に変更がないことを確認する。

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

2. 確認結果

確認図書名	確認結果
補足-5 【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ改造成工事の概要について】	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、外部事象防護対象施設である原子炉建屋や防護対策施設で防護する設計方針に変更がないことを確認した。【①】
V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する基本自然現象等による損傷の防止に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、対象設備の設置場所が原子炉建屋内部から変更がなく、想定される自然現象や人為事象による損傷による損傷に係る設計に変更がないため、外部からの衝撃による損傷に係る設計に変更がないことを確認した。【①, ⑤】
V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、系統構成に変更がなく、外部からの衝撃により防護すべき施設に変更がないことを確認した。【① c】
V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改造により、対象設備の設置場所が原子炉建屋内部から変更がなく、原子炉建屋及び防護対策施設にて防護する方針に変更がないため、竜巻防護に関する設計方針に変更がないことを確認した。【②】
V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定	
V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針	

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

確認図書名	確認結果
V-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針 V-1-1-2-4-2 降下火碎物の影響を考慮する施設の選定 V-1-1-2-4-3 降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改変により、対象設備の設置場所が原子炉建屋内部から変更がなかっため、原子炉建屋にて防護する方針に変更がなく、降下火碎物の影響を考慮する施設の設計方針に変更がないことを確認した。【③】
V-1-1-2-5-1 外部火災への配慮に関する基本方針 V-1-1-2-5-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定 V-1-1-2-5-3 外部火災防護における評価の基本方針 V-1-1-2-5-4 外部火災防護に関する許容温度設定根拠 V-1-1-2-5-6 外部火災防護における評価条件及び評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 今回の放射線モニタの改変により、対象設備の設置場所が原子炉建屋内部から変更がなかっため、原子炉建屋にて防護する方針に変更がなく、外部火災防護における評価方針に変更がないことを確認した。【④】

原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタの変更認可申請に伴う影響について
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

- 3.まとめ
- ・今回の放射線モニタの改造について、外部事象防護対象施設である原子炉建屋や防護対策施設で防護する設計方針に変更がないことを確認した。
 - ・外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針に変更のないことから、竜巻、火山、森林火災等の10事象の自然事象（地震及び津波を除く。）並びに発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災等の7事象の人為事象に対する設計方針に変更がないため、技術基準の適合性に影響を与えない。
 - ・既工事計画で確認された設計を変更するものではない。また、外部からの衝撃による損傷による防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならない。

V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止
に関する基本方針

NT2 補① V-1-1-2-1-1 R9

1. 概要

本資料は、自然現象等の外部からの衝撃への配慮について説明するものである。「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第5条及び第50条（地震による損傷の防止）並びにその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」については、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」にてその適合性を説明するため、本資料においては、地震を除く自然現象等の外部からの衝撃による損傷の防止に関する設計が、技術基準規則第6条、第51条（津波による損傷の防止）及び第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）並びにそれらの解釈に適合することを説明し、技術基準規則第54条及びその解釈に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備への配慮についても説明する。

また、基準津波を超える敷地に遡上する津波（以下「敷地に遡上する津波」という。）については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」において、技術基準規則第54条第1項及びその解釈への適合することを説明するとともに、具体的な敷地に遡上する津波への対策については、添付書類「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」に示す。

なお、自然現象の組合せについては、全ての組合せを網羅的に確認するため、地震を含めた自然現象について本資料で説明する。

2. 基本方針

2.1 自然現象

設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震を除く。）又は地震を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。

また、想定される自然現象（地震を除く。）に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。

重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、想定される自然現象（地震を除く。）に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれることがないよう、防護措置、その他の適切な措置を講じる。

設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。

① a 2.2 人為事象

設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因と

① a

なるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）による損傷の防止において、発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離をおくことによる適切な措置を講じる。

また、想定される人為事象に対する防護措置には、設計基準対象施設がその安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。

① a

想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して設置（変更）許可を受けている。本工事計画認可申請時に、設置（変更）許可申請時から防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路及び航空機落下データの変更がないことを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その他の適切な措置を講じる必要はない。

なお、定期的に航空路の変更状況を確認し、防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて管理する。

航空機落下及び爆発以外に起因する飛来物については、発電所周辺の社会環境からみて、発生源が設計基準対象施設から一定の距離が確保されており、設計基準対象施設がその安全性を損なうおそれがないため、防護措置その他の適切な措置を講じる必要はない。

重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、人為事象に対して、位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮し、必要な機能が損なわれることがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。

設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類に応じた地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。

① c

2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設

設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器（以下「外部事象防護対象施設」という。）とする。また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。さらに、重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設とともに必要な機能が損なわれることがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。

上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。

また、自然現象のうち津波からの衝撃より防護すべき施設（以下「津波防護対象設備」とい

う。）については、技術基準規則第6条の解釈を踏まえ耐震Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を含める。

① c

外部事象防護対象施設の詳細については、添付書類「V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲」に示す。

2.4 組合せ

地震を含む自然現象の組合せについて、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、設置（変更）許可申請書において示すとおり、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重である。これらの組合せの中から、発電所の地学、気象学的背景を踏まえ、荷重の組合せを考慮する。組み合わせる荷重の大きさについては、建築基準法に準じるものとする。

また、科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び屋内の重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置すること等により、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故時及び重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。

屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が重大事故等時に生じる応力と重なり合わない設計とする。

① a

3. 外部からの衝撃への配慮

3.1 自然現象

外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は想定される自然現象（地震を除く。）に対しても、その安全性を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じる。

設計上考慮する自然現象（地震を除く。）として、設置（変更）許可を受けた10事象に津波を含め、11事象とする。

- ・津波
- ・風（台風）
- ・竜巻
- ・凍結
- ・降水
- ・積雪
- ・落雷
- ・火山の影響
- ・生物学的事象

① a

- ・森林火災
- ・高潮

3. 1. 1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮

(1) 津波

津波防護対象設備は、基準津波に対して、安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることのないよう、津波の敷地への流入防止、漏水による安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる設計とする。

このため、外郭防護として、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とするため、防潮堤及び防潮扉を、また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とするため、取水路に取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプ室に海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、循環水ポンプ室に取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路に放水路ゲート及び放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A用海水ピットにS A用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室に緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排水口逆止弁並びに構内排水路に構内排水路逆流防止設備を設置する。また、防潮堤及び防潮扉下部貫通部に対して止水処置を実施する。

設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として、海水ポンプ室に海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋の設置並びにタービン建屋又は非常用海水系配管カルバートと隣接する原子炉建屋境界地下階の貫通部に対して止水処置を実施する。さらに、屋外の循環水系配管の損傷箇所から残留熱除去系海水系ポンプ、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（以下「非常用海水ポンプ」という。）が設置されている非常用海水ポンプ室への津波の流入を防止するため、非常用海水ポンプ室の壁の貫通部に対して止水処置を実施する。重大事故等対処施設の津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画については、上記の浸水防止設備及び止水処置に加え、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ、常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉を設置する。

引き波時の水位の低下時は、水面が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、取水口前面の海中に貯留堰を設置し海水を貯留することで、非常用海水ポンプの取水可能水位を下回らない設計とする。また、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの海水の流路であるS A用海水ピット取水塔、海水引込み管、S A用海水ピット及び緊急用海水取水管を地下に設置することで、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水可能水位を下回らない設計

とする。

地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、取水路に潮位計、取水ピットに取水ピット水位計並びに原子炉建屋屋上及び防潮堤上部に津波・構内監視カメラを設置する。

詳細については、添付書類「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」に示す。

(2) 風（台風）

発電所の最寄りの観測所である水戸地方気象台での観測記録（1897年～2012年）によれば、最大風速は28.3 m/s（1961年10月10日）であり、この観測記録を考慮して統計的に算出された建築基準法に基づく「その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて三十メートル毎秒から四十六メートル毎秒までの範囲内において国土交通大臣が定める風速」（平成12年5月31日建設省告示第1454号）を用いて風荷重を設定し、外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。

風（台風）に対する設計は、竜巻に対する設計の中で確認する。

重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準対象施設と位置的分散を図り設置する。

(3) 竜巻

外部事象防護対象施設は、設置（変更）許可を受けた最大風速100 m/sの設計竜巻が発生した場合においても、竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対してその安全性を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を講じる設計とする。

重大事故等対処設備は、位置的分散、悪影響防止及び環境条件等を考慮した設計とする。

さらに、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響について考慮した設計とする。

詳細については、添付書類「V-1-1-2-3 竜巻への配慮に関する説明書」に示す。

(4) 凍結

水戸地方気象台での観測記録（1897年～2012年）によれば、最低気温は−12.7 °C（1952年2月5日）である。

外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、凍結に対して、上記最低気温を考慮した設計基準温度を設定し、設計基準温度に対して、屋外設備については保温等の凍結防止対策を行うことにより、その安全性を損なうおそれがない設計とする。

(5) 降水

水戸地方気象台での観測記録（1906年～2012年）によれば、日最大1時間降水量は81.7 mm（1947年9月15日）である。

外部事象防護対象施設は、降水による浸水に対して、森林法に基づき上記観測記録を上回る設計基準降水量を設定し、構内排水路を設けて海域へ排水を行うことにより、その安全性を損なうおそれがない設計とする。

構内排水路は、設計基準降水量を上回る排水能力を有する設計とする。

降水による荷重に対して、排水口及び構内排水路による海域への排水により、外部事象

防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。

重大事故等対処設備は、降水に対して防水対策を行う設計とする。

(6) 積雪

水戸地方気象台での観測記録（1897年～2012年）によれば、月最深積雪は32cm（1945年2月26日）であり、この観測記録を考慮して統計的に算出された建築基準法に基づく垂直積雪量を用いて積雪荷重を設定し、外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。

積雪に対する設計は、同様な堆積荷重の影響を考慮する火山事象に対する設計の中で確認する。

また、給排気口は、観測記録を考慮して統計的に算出された建築基準法に基づく垂直積雪量に対して、閉塞により外部事象防護対象施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。

重大事故等対処設備は、除雪により、積雪荷重に対してその必要な機能を損なうおそれがない設計とする。なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。

(7) 落雷

外部事象防護対象施設は、発電所の雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置を行うとともに、設計基準電流値による雷サージに対して、接地網の敷設による接地抵抗の低減等及び安全保護系への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより、その安全性を損なうおそれがない設計とする。

重大事故等対処設備は、必要に応じ避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。

(8) 火山の影響

外部事象防護対象施設は、火山事象が発生した場合においても、その安全性を損なうおそれがない設計とする。

将来の活動可能性が否定できない火山について、発電所の運用期間中の噴火規模を考慮して抽出した外部事象防護対象施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象は降下火碎物のみであり、設計に用いる降下火碎物特性は、設置（変更）許可を受けた層厚50cm、密度 0.3 g/cm^3 （乾燥状態）～ 1.5 g/cm^3 （湿潤状態）、粒径8mm以下の降下火碎物を考慮する。

降下火碎物による直接的影響及び間接的影響のそれぞれに対し、安全性を損なうおそれがない設計とする。

重大事故等対処設備は、環境条件等を考慮した設計とする。

詳細については、添付書類「V-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書」に示す。

(9) 生物学的事象

外部事象防護対象施設は、生物学的事象に対して、海生生物であるクラゲ等の発生を考慮し、また小動物の侵入を防止する設計とする。

海生生物であるクラゲ等の発生に対しては、除塵装置を設置、除塵装置を通過する貝等の海生生物に対しては、海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、残留熱除去系熱交換器等への侵入を防止し、その安全性を損なうおそれがない設計とする。さらに、定期的に開放点検及び清掃が可能な設計とする。

(1) a
(5) a

小動物の侵入に対しては、屋内設備は建屋止水処置により、屋外設備は端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより小動物の侵入を防止し、その安全性を損なうおそれがない設計とする。

重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、小動物の侵入を防止し、海生生物に対して、侵入を防止する又は予備を有する設計とする。

(1) a

(10) 森林火災

自然現象として想定される森林火災については、延焼防止を目的とした、設置（変更）許可を受けた防火帯（約 23 m）を敷地内に設ける設計とする。

発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた、防火帯の外縁（火炎側）付近における最大火炎輻射強度（建屋評価においては 444 kW/m^2 、その他評価においては 442 kW/m^2 ）を設定し、外部事象防護対象施設を内包する建屋の表面温度や屋外の外部事象防護対象施設の温度が許容温度となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。

ばい煙等発生時の二次的影響については、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統（室内の空気を取り込む機器を含む。）、外気を取り込む屋外設置機器は、適切な防護対策を講じることで、その安全性を損なうおそれがない設計とする。

屋内の重大事故等対処設備についてはこれらを内包する建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なわないよう、位置的分散を図る。

詳細については、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスと合わせて添付書類「V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。

(11) 高潮

発電所から北方約 3 km 地点に位置する茨城港日立港区での観測記録によれば、最高潮位は T.P.（東京湾中等潮位）+1.46 m（1958 年 9 月 27 日），朔望平均満潮位が T.P. +0.61 m である。

外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. +3.3 m）以上に設置することにより、高潮により影響を受けることがない設計とする。

高潮に対する設計は、同様な潮位の変動事象を考慮する津波に対する設計に包絡される。

(1) a
(5) b

3.2 人為事象

外部事象防護対象施設は想定される人為事象に対しても、その安全性を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じる。

設計上考慮する人為事象として、設置（変更）許可を受けた 5 事象とする。

- ・爆発
- ・近隣工場等の火災
- ・有毒ガス
- ・船舶の衝突

**① a
⑤ b**

・電磁的障害

なお、危険物を搭載した車両については、近隣工場等の火災及び有毒ガスの中で取り扱う。

**① a
⑤ b**

航空機の墜落については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(平成21・06・25 原院第1号)等に基づき評価した結果、発電用原子炉施設(使用済燃料乾式貯蔵建屋除く。)は、約 8.5×10^{-8} 回/炉・年、また、各原子炉施設から独立して設置されている使用済燃料乾式貯蔵建屋は、約 6.1×10^{-8} 回/炉・年であり、防護設計の要否判断の基準である 10^{-7} 回/炉・年を超えないことを設置(変更)許可において確認している。

また、工事計画認可申請時において、航空路を含めた航空機落下確率評価に用いる最新データにおいて、防護設計の要否判断の基準を超えるような変更がないことを確認している。

したがって、航空機の墜落については、設計基準対象施設に対して、防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。なお、保安規定に、定期的に航空路を含めた航空機落下確率評価に用いる最新データの変更状況を確認することを定め、防護措置の要否を判断する。ただし、重大事故等対処設備に対しては航空機の墜落を考慮する。

3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮

(1) 爆発

発電所敷地外10km以内に石油コンビナート施設は存在しないため、石油コンビナートの爆発による外部事象防護対象施設への影響については考慮する必要はない。

また、発電所敷地外10km以内の産業施設、燃料輸送車両及び発電所近くを航行する船舶の爆発については、離隔距離の確保等により、その安全性を損なうおそれがない設計とする。

発電所敷地内に設置する屋外の危険物タンク、危険物貯蔵所、常時危険物を貯蔵する一般取扱所、危険物を搭載した車両及び危険物を内包する貯蔵設備以外の設備(以下「危険物貯蔵施設等」という。)の爆発については、離隔距離の確保により、その安全性を損なうおそれがない設計とする。

屋内の重大事故等対処設備についてはこれらを内包する建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なわないよう、位置的分散を図る。

詳細については、森林火災、近隣工場等の火災及び有毒ガスと合わせて添付書類「V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。

(2) 近隣工場等の火災

a. 石油コンビナート施設等の火災

発電所敷地外10km以内に石油コンビナート施設は存在しないため、火災による外部事象防護対象施設への影響については考慮する必要はない。

発電所敷地外10km以内の産業施設、燃料輸送車両及び発電所近くを航行する船舶の火災については、離隔距離の確保等により、その安全性を損なうおそれがない設計とする。

b. 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災

発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災については、発生時の輻射熱による外部火災の影響を考慮する施設(垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射

① a

に対して最も厳しい箇所) の表面温度等を算出し、許容温度を満足する設計とする。また、燃料補充用のタンクローリの火災については、燃料補充時は監視人が立会を実施し、万一の火災発生時は速やかに消火活動を可能とする体制を構築することにより、外部事象防護対象施設へ影響を与えることのない設計とする。

屋内の重大事故等対処設備についてはこれらを内包する建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なわないよう、位置的分散を図る。

**① a
⑤ b**

c. 航空機墜落による火災

航空機墜落による火災については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(平成 21・06・25 原院第 1 号(平成 21 年 6 月 30 日原子力安全・保安院一部改正))により落下確率が 10^{-7} (回/炉・年) となる面積及び離隔距離を算出し、外部事象防護対象施設への影響が最も厳しくなる地点で起こることを想定し、対象航空機の燃料積載量等を勘案して、対象航空機ごとに外部事象防護対象施設を内包する建屋の表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を算出し、許容温度を満足する設計とする。

屋内の重大事故等対処設備についてはこれらを内包する建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なわないよう、位置的分散を図る。

① a

d. 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落による火災の重畳火災

重畳火災については、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落による火災の評価条件により算出した輻射強度及び燃焼継続時間等により、外部事象防護対象施設の受熱面に対し、最も厳しい条件となる火災源と外部事象防護対象施設を選定し、外部事象防護対象施設を内包する建屋の表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を算出し、許容温度を満足する設計とする。

屋内の重大事故等対処設備についてはこれらを内包する建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なわないよう、位置的分散を図る。

① a

e. 二次的影響(ばい煙等)

石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統(室内的空気を取り込む機器を含む。)及び外気を取り込む屋外設置機器は、必要な場合は対策を実施することにより、その安全性を損なうおそれがない設計とする。

屋内の重大事故等対処設備についてはこれらを内包する建屋にて防護し、屋外の重大事故等対処設備については必要な機能を損なわないよう、位置的分散を図る。

詳細については、森林火災、爆発及び有毒ガスと合わせて添付書類「V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。

① a

(3) 有毒ガス

有毒ガスの漏えいについては固定施設(石油コンビナート施設等)と可動施設(陸上輸送、海上輸送)からの流出が考えられる。発電所周辺には周辺監視区域が設定されているため、発電用原子炉施設と主要道路、鉄道路線及び定期航路並びに石油コンビナート施設等との間に離隔距離を確保することで事故等による火災に伴う発電所への有毒ガスの影響

① a

がない設計とする。

また、室内に滞在する人員の環境劣化を防止するために設置した外気取入ダンパの閉止、建屋内の空気を閉回路循環運転させることにより、有毒ガスの侵入を防止する設計とする。なお、外気取入ダンパの閉止、閉回路循環運転又は空調ファンの停止による外気取入れの遮断を保安規定に定めて管理する。

詳細については、森林火災、爆発及び近隣工場等の火災と合わせて添付書類「V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。

**① a
⑤ b**

(4) 船舶の衝突

発電所の周辺海域の船舶の航路としては、発電所北方約3kmに茨城港日立港区、南方約6kmに茨城港常陸那珂港区、南方約18kmに茨城港大洗港区があり、それぞれ日立ー鉾路間、常陸那珂ー苦小牧間、常陸那珂ー北九州間、大洗ー苦小牧間等の定期航路があるが、発電所から離れていること、また、小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まることから取水性を損なうことはない。また、万が一防波堤を通過し、カーテンウォール前面に小型船舶が到達した場合であっても、呑み口が広いため、取水性を損なうことはない。

船舶の座礁により、重油流出事故が発生した場合に、カーテンウォールにより、低層から取水することによって、非常用海水系の取水性を損なうことはない。また、必要に応じてオイルフェンスを設置する措置を講じる。

したがって、船舶の衝突によって取水路が閉塞することではなく、その安全性を損なうことではない。

また、重大事故等対処設備は、設計基準対象施設との位置的分散により取水性を損なうことではない。

**① a
⑤ b**

(5) 電磁的障害

安全機能を有する安全保護系は、電磁的障害による擾乱により機能が喪失しないよう、計装盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置によりサージ・ノイズの侵入による影響を防止するとともに、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、電磁波の侵入を防止する設計としているため、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち電磁的障害に対する考慮が必要な機器がその安全性を損なうことはない。

(6) 航空機の墜落

重大事故等対処設備は、建屋内に設置するか、又は屋外において設計基準対象施設と位置的分散を図る。

4. 組合せ

① b

4.1 自然現象の組合せについて

外部事象防護対象施設の安全性が損なわれないことを広く確認する観点から、地震を含めた自然現象の組合せについて、発電所の地学、気象学的背景を踏まえて検討する。

(1) 組合せを検討する自然現象の抽出

自然現象が外部事象防護対象施設に与える影響を考慮し、組合せを検討する自然現象を抽

① b

出する。

想定される自然現象のうち、外部事象防護対象施設に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、設置（変更）許可申請書において示すとおり、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重であり、荷重以外の機能的影響については、自然現象の組合せにより外部事象防護対象施設の安全機能が損なわれないことを確認している。荷重の組合せを考慮する自然現象のうち、地震、津波及び火山の影響による荷重は、発生頻度が低い偶発的荷重であるが、発生すると荷重が比較的大きいことから、設計用の主荷重として扱う。

これに対して積雪及び風（台風）による荷重は、発生頻度が主荷重と比べて高い変動荷重であり、発生する荷重は主荷重と比べて小さいことから、従荷重として扱い、主荷重との組合せを考慮する。

以下、主荷重同士の組合せ及び主荷重と従荷重の組合せについて検討する。

(2) 主荷重同士の組合せについて

主荷重同士の組合せについて表4-1に示す。それぞれの組合せについては、従属事象、独立事象であるかを踏まえ、以下のとおりとする。

① 地震と津波

基準地震動 S_s の震源と基準津波の震源は異なることから、独立事象として扱うことが可能であり、かつ、各々の発生頻度が十分小さいことから、組合せを考慮する必要なない。

基準地震動 S_s の震源断層の活動により津波波源の断層が誘発される場合については、津波が敷地に到達する前に本震は敷地に到達していることから、基準地震動 S_s による地震力と津波荷重の組合せを考慮する必要はない。

一方、津波波源の断層の活動により基準地震動 S_s の震源断層が誘発される可能性については、2011年東北地方太平洋沖地震の震源域以外での規模の大きな地震事例から考えても、短時間で誘発されることはないと考えられることから、基準地震動 S_s による地震力と津波荷重の組合せを考慮する必要はない。

② 地震と火山の影響

基準地震動 S_s の震源と火山とは十分な距離があることから、独立事象として扱い、各々の発生頻度が十分小さいことから、組合せを考慮する必要はない。

③ 津波と地震

基準津波と組み合わせる地震については①のとおり。

基準津波と組み合わせる地震動については、基準津波の波源を日本海溝におけるプレート間地震に起因する波源としており、その余震の大きさは弾性設計用地震動 S_d を下回るが、安全側に基準津波と弾性設計用地震動 S_d の組合せを考慮する。

④ 津波と火山の影響

基準津波の波源と火山とは十分な距離があることから、独立事象として扱い、各々の発生頻度が十分小さいことから、組合せを考慮する必要はない。

⑤ 火山の影響と地震

火山の影響と組み合わせる基準地震動については②のとおり。

火山性地震については、火山と敷地とは十分な距離があることから、火山性地震とこれに関連する事象による影響はないと判断し、地震と火山の組合せは考慮しない。（設置変更

な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。

地震と風（台風）については、それぞれの最大荷重の継続時間が短く、同時に発生する確率が低いものの、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。組み合わせる風速の大きさは、「E の数値を算出する方法並びに V_D 及び風力係数を定める件」（平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号）に定められた東海村の基準風速 30 m/s とする。

d. 津波荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せ

津波と積雪については、津波荷重の継続時間は短いが、積雪荷重の継続時間が長いため組合せを考慮し、施設の形状及び配置により適切に組み合わせる。

組み合わせるべき荷重について、発電所が立地する東海村は多雪区域ではないため、本来建築基準法に積雪荷重と他の荷重の組合せは定められていないが、原子力発電施設の重要性を鑑み、積雪荷重は建築基準法の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せと同様に「茨城県建築基準法等施行細則」に定められた東海村の垂直積雪量 30 cm に平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。

津波と風（台風）については、それぞれの最大荷重の継続時間が短く、同時に発生する確率が低いものの、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。組み合わせる風速の大きさは、「E の数値を算出する方法並びに V_D 及び風力係数を定める件」（平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号）に定められた東海村の基準風速 30 m/s とする。

以上の検討内容について整理した結果を、表 4-3 に示す。

(4) 自然現象の組合せの方針

自然現象の組合せについて、火山の影響については積雪と風（台風）、基準地震動 S_s については積雪、基準津波については弾性設計用地震動 S_d と積雪の荷重を、施設の形状及び配置により考慮する。

地震、津波と風（台風）の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については組合せを考慮する。

組み合わせる積雪深及び風速の大きさは、それぞれ建築基準法を準用して垂直積雪量 30 cm、基準風速 30 m/s とし、組み合わせる積雪深については、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。

① b

4.2 設計基準事故又は重大事故等時の荷重の考慮について

外部事象防護対象施設のうち、建屋内に設置される外部事象防護対象施設については、建屋によって地震を除く自然現象の影響を防止できることから、建屋内に設置されている外部事象防護対象施設は、地震を除く自然現象の荷重が外部事象防護対象施設に影響を与えることはなく、設計基準事故が発生した場合でも、地震を除く自然現象による影響はない。

また、外部事象防護対象施設のうち、屋外に設置されている外部事象防護対象施設としては、非常用海水ポンプ等があるが、これらの機器については、設計基準事故が発生した場合でも、ポンプの運転圧力や温度等が変わらないため、設計基準事故時荷重が発生するものではなく、自然現象による衝撃と重なることはない。

V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲

1. 概要

本資料は、設計基準対象施設が自然現象等によりその安全性を損なわないという技術基準の要求を満足させるために必要な安全機能を確認し、それらの安全機能が自然現象等により損なわれないために、防護すべき施設について説明するものである。

2. 安全施設の範囲

2.1 技術基準規則の要求について

「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第6条及び第7条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）においては、設計基準対象施設が自然現象等によりその安全性を損なわないことが要求されている。この要求を満足させるためには、通常運転時だけでなく、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時においても発電用原子炉施設の安全性を確保する必要がある。

設置（変更）許可申請書添付書類十において、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき行った運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の安全評価（以下「安全評価」という。）では、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故として想定される事象に対して解析を行い、いずれの事象についても判断基準を満足しており、発電用原子炉施設の安全性が確保されることを確認している。

したがって、安全評価において考慮する安全機能が自然現象等により損なわなければ、「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」時においても発電用原子炉施設の安全性を確保することができ、技術基準規則第6条及び第7条並びにそれらの解釈の要求を満足することができる。

①c

2.2 安全評価において考慮する安全機能

安全評価では、表2-1及び表2-2に示す安全機能を考慮して解析を行った結果、発電用原子炉施設の安全性が確保されることを確認している。

安全評価において期待する安全機能は、原則として「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている安全重要度分類のMS-1又はMS-2に属するものである。しかしながら、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」の付録解説に示すとおり、MS-3に属する安全機能のうち表2-1及び表2-2に示す安全機能については、信号の多重化により作動系に高い信頼性を有するものとして考慮している。

2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設の範囲

設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

なお、安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とは、表2-1及び表2-2に示しているMS-3の構築物、系統及び機器である。

表 2-1 「運転時の異常な過渡変化」において考慮する安全機能

分類	安全機能	構築物、系統及び機器
① c MS-1	原子炉の緊急停止機能	制御棒及び制御棒駆動系（スクラム機能）
	未臨界維持機能	制御棒及び制御棒駆動系（未臨界維持機能）
	工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	安全保護系
MS-2	—	—
MS-3	原子炉圧力の上昇の緩和機能	逃がし安全弁（逃がし弁機能） タービン・バイパス弁
	出力上昇の抑制機能	再循環流量制御系（再循環ポンプ・トリップ機能） 核計装（制御棒引抜監視装置）

表 2-2 「設計基準事故」において考慮する安全機能

分類	安全機能	構築物、系統及び機器
MS-1 ① c	原子炉の緊急停止機能	制御棒及び制御棒駆動系（スクラム機能）
	未臨界維持機能	制御棒及び制御棒駆動系（未臨界維持機能）
	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	逃がし安全弁（安全弁としての開機能）
	原子炉停止後の除熱機能	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）
		原子炉隔離時冷却系
		逃がし安全弁（手動逃がし機能）
	炉心冷却機能	自動減圧系（手動逃がし機能）
		低圧炉心スプレイ系
		低圧注水系（残留熱除去系低圧注水系）
		高圧炉心スプレイ系
		自動減圧系
MS-2 ① c	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	格納容器
		格納容器隔離弁（主蒸気隔離弁含む）
		流量制限器
		格納容器スプレイ冷却系（残留熱除去系格納容器スプレイ冷却系）
		原子炉建屋
		原子炉建屋ガス処理系
	工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	可燃性ガス濃度制御系
		排気筒（非常用ガス処理系排気筒の支持機能）
	安全上特に重要な関連機能	非常用電源設備
MS-2	放射性物質放出の防止機能	気体廃棄物処理施設の隔離弁
MS-3	異常状態の把握機能	排気筒（非常用ガス処理系排気筒の支持機能以外）
		放射線監視設備の一部（排気筒モニタ）

V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針

1. 概要

本資料は、発電用原子炉施設の竜巻防護設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第7条及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に適合することを説明し、技術基準規則第54条及び解釈に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備への配慮についても説明するものである。

2. 竜巻防護に関する基本方針

2.1 基本方針

外部事象防護対象施設が、設計竜巻によりその安全機能が損なわれないよう、設計時にそれぞれの施設の設置状況等を考慮して、竜巻より防護すべき施設に対する設計竜巻からの影響を評価し、外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、影響に応じた防護対策を講じる設計とする。重大事故等対処設備は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮した設計とする。

添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「3.1.1 (2) 風（台風）」を踏まえ、風（台風）に対する設計についても、竜巻に対する設計で確認する。確認結果については本資料で示し、包括関係を確認する。

②

2.1.1 竜巻より防護すべき施設

添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」に従い、竜巻より防護すべき施設は、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備とする。

2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定

設計竜巻及び設計飛来物の設定について、以下に示す。

(1) 設計竜巻

設計竜巻の最大風速は 100 m/s と設定する。設計竜巻の最大風速 100 m/s に対して、風（台風）の風速は 30 m/s であるため、風（台風）の設計は竜巻の設計に包絡される。

具体的な設計方針を、添付書類「V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針」に示す。

(2) 設計飛来物

設置（変更）許可を受けたとおり、固縛等の運用、管理を考慮して、飛來した場合に運動エネルギー又は貫通力が最も大きくなる鋼製材（長さ 4.2 m × 幅 0.3 m × 高さ 0.2 m、質量 135 kg、飛來時の水平速度 51 m/s、飛來時の鉛直速度 34 m/s）を設計飛来物として設定する。また、評価対象物の設置状況及びその他環境状況に応じて、砂利についても、評価において設計飛来物に代わる飛来物として設定する。

なお、東海発電所を含む当社敷地内において、飛來した場合の運動エネルギー又は貫通力

が設計飛来物である鋼製材より大きな資機材等については、その保管場所、設置場所等を考慮し、外部事象防護対象施設、防護対策施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設に衝突し、外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼす可能性がある場合には、固縛、固定又は外部事象防護対象施設、防護対策施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設からの離隔、撤去並びに車両の入構管理及び退避を実施することを保安規定に定め、運用を行う。

また、当社敷地近傍の隣接事業所から、上記の設計飛来物（鋼製材）の運動エネルギー又は貫通力を上回る飛来物が想定される場合は、隣接事業所との合意文書に基づきフェンス等の設置により飛来物となるものを配置できない設計とすること若しくは当該飛来物の衝撃荷重を考慮した設計荷重に対し、当該飛来物が衝突し得る外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設（以下「外部事象防護対象施設等」という。）の構造健全性を確保する設計とすること若しくは当該飛来物による外部事象防護対象施設の損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること若しくは安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とするとともに、運用に関する事項は保安規定に定める。

なお、隣接事業所からの飛来物は、東海第二発電所及び東海発電所構内の現地調査によって確認した飛来物源を参考に、隣接事業所内に配置されることが想定でき、外部事象防護対象施設等に到達する可能性を有し、運動エネルギー又は貫通力が最大の物品として車両を設定する。

固縛対象物の選定に当たっては、添付書類「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に従った方針を保安規定に示す。

②

2.1.3 竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計方針

「2.1.1 竜巻より防護すべき施設」にて設定した施設について、「2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定」にて設定した設計竜巻による荷重（設計竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物等による衝撃荷重を組み合わせた荷重）（以下「設計竜巻荷重」という。）及びその他考慮すべき荷重に対する竜巻防護設計を実施する。竜巻より防護すべき施設に対し、それぞれの設置状況等を踏まえ、設計竜巻荷重に対する影響評価を実施し、影響評価の結果を踏まえて、竜巻の影響について評価を行う施設（以下「竜巻の影響を考慮する施設」という。）を選定する。竜巻の影響を考慮する具体的な施設については、添付書類「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示し、選定したそれぞれの施設に対する詳細設計について、屋外の重大事故等対処設備以外については、添付書類「V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針」に、屋外の重大事故等対処設備については、添付書類「V-1-1-2-3-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針」に示す。

(1) 設計方針

a. 外部事象防護対象施設

外部事象防護対象施設は、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対して、その施設に要求される機能を維持する設計とする。外部事象防護対象施設における配置、施設

の構造等を考慮した設計方針を以下に示す。

(a) 屋外の外部事象防護対象施設

屋外の外部事象防護対象施設は、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、施設に要求される機能を維持する設計とする。なお、このとき外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置として防護対策施設を設置する等の防護対策を講じる設計とする。

② a

(b) 屋内の外部事象防護対象施設

イ. 屋内の外部事象防護対象施設は、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、建屋等の竜巻より防護すべき施設を内包する施設により防護する設計とする。

ロ. 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設は、設計竜巻の気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、施設に要求される機能を維持する設計とする。

ハ. 建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、施設に要求される機能を維持する設計とする。設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重により安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置として防護対策施設を設置する等の防護対策を講じる設計とする。

b. 重大事故等対処設備

(a) 屋外の重大事故等対処設備

屋外の重大事故等対処設備は、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、竜巻時及び竜巻通過後において、設計竜巻の風圧力による荷重に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、位置的分散等を考慮した設置又は保管とともに、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備並びに使用済燃料プールの冷却設備及び注水設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突する可能性がある設備に対し、飛散させないよう固縛の措置をとることにより、設計基準事故対処設備等や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備が同時に損傷しない設計とする。なお、具体的な設計方針については、添付書類「V-1-1-2-3-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針」に記載する。

(b) 屋内の重大事故等対処設備

屋内の重大事故等対処設備は、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、竜巻時及び竜巻通過後において、設計竜巻の風圧力による荷重に対し、環境条件を考慮しても、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわず、また設計基準事故対処設備等や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさないよう、竜巻より防護すべき施設を内包する施設により防護する設計とする。

c. 防護対策施設

防護対策施設は、竜巻時及び竜巻通過後において、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、内包する外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないよう、設計飛来物等が外部事象防護対象施設に衝突することを防止可能な設計とする。

また、防護対策施設は、その他考えられる自然現象（地震等）に対して、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。

d. 竜巻より防護すべき施設を内包する施設

竜巻より防護すべき施設を内包する施設は、竜巻時及び竜巻通過後において、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、内包する竜巻より防護すべき施設の安全機能を損なわないよう、設計飛来物等が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止可能な設計とする。

e. 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設

外部事象防護対象施設等は、竜巻時及び竜巻通過後において、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、機械的及び機能的な波及的影響により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

機械的な波及的影響としては、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設や重大事故等対処設備、資機材等の倒壊、損傷、飛散等により外部事象防護対象施設等に与える影響を考慮し、機能的影響としては、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の損傷等による外部事象防護対象施設の機能喪失を考慮する。

f. 竜巻随伴事象を考慮する施設

外部事象防護対象施設は、竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及び発電所における施設の配置から想定される、危険物貯蔵施設の火災、屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失によって、その安全機能を損なわない設計とする。

竜巻随伴による火災に対しては、火災による損傷の防止における想定に包絡される又は火災を起こさない設計とする。

なお、竜巻随伴による溢水に対しては、溢水による損傷の防止における溢水量の想定に包絡される又は溢水を起こさない設計とする。

さらに、竜巻随伴による外部電源喪失に対しては、外部電源喪失を生じない又は代替設備による電源供給が可能な設計とする。

(2) 荷重の組合せ及び許容限界

竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計における構造強度評価は、以下に示す設計竜巻荷重とそれ以外の荷重の組合せを適切に考慮して、施設の構造強度評価を実施し、その結果がそれぞれ定める許容限界内にあることを確認する。

設計竜巻荷重の算出については、添付書類「V-3-別添 1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。

破断が生じないよう十分な強度を有していること、固定材は塑性ひずみが生じる場合であっても、終局耐力に対し十分な強度を有すること及び基礎部は、取替が容易でないことから、弾性状態に留まることとする。

②a

(c) 防護対策施設

防護対策施設の構成品である防護ネットは、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、主要な構造部材の破断が生じないよう、破断荷重に対して十分な余裕を持った強度を有し、たわみを生じても、設計飛来物が外部事象防護対象施設と衝突しないよう外部事象防護対象施設との離隔を確保できることとする。

防護対策施設の構成品である防護鋼板は、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、設計飛来物が外部事象防護対象施設と衝突へ衝突することを防止するために、設計飛来物が、防護鋼板を貫通せず、外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないものとする。

防護ネット及び防護鋼板の支持構造物である架構は、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重が防護ネット及び防護鋼板に作用する場合には、主要な構造部材に塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないよう防護ネット等を支持出来るようにする。また、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重が主要な構造部材に直接作用した際にも、主要な構成部材は貫通せず又構成部材の損傷に伴う架構の崩壊に至らず、外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないものとする。

車両防護柵とする架構は、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物等による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重が架構に直接作用した際に、設計飛来物等が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために、主要な構造部材は貫通せず、部材が終局状態に至るような荷重が生じないこととする。

②a

竜巻の影響に対する防護機能を期待する扉は、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、扉の外殻を構成する部材が貫通を生じない最小必要厚さ以上とし、外部事象防護対象施設が波及的影響を受けないよう、主要な構造部材が終局状態に至るような荷重が生じないこととする。

(d) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設

竜巻より防護すべき施設を内包する施設については、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対して、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないこととする。また、竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材が、評価式に基づく貫通を生じない最小必要厚さ以上とすること、及び竜巻より防護すべき施設が波及的影響を受けないよう、竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材が裏面剥離を生じない最小必要厚さ以上とすることとし、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないこととする。

(e) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設は、倒壊、損傷等

V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定

② a

3.1 外部事象防護対象施設

竜巻から防護すべき施設のうち外部事象防護対象施設を以下のとおり選定する。

(1) 屋外の外部事象防護対象施設

外部事象防護対象施設のうち、屋外に設置している施設を、竜巻の影響を考慮する施設として以下の施設を選定する。

- ・残留熱除去系海水系ポンプ
- ・残留熱除去系海水系ストレーナ
- ・主排気筒
- ・中央制御室換気系冷凍機
- ・非常用ディーゼル発電機室ルーフベントファン及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室ルーフベントファン（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン」という。）
- ・非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ」という。）
- ・非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナ」という。）
- ・非常用ディーゼル発電機吸気口及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機吸気口（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）吸気口」という。）
- ・配管及び弁（残留熱除去系海水系ポンプ、中央制御室換気系冷凍機及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ周り）
- ・非常用ガス処理系排気筒

② a

- ・原子炉建屋
- ・排気筒モニタ
- ・放水路ゲート

(2) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設

屋内に設置している外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がる外部事象防護対象施設については、竜巻の気圧差による荷重が作用するおそれがあるため、竜巻の影響を考慮する施設として、以下の施設を選定する。

- ・中央制御室換気系隔離弁、ファン（ダクト含む。）、非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系ダクト
- ・原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部）

② a

(3) 建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設

屋内に設置している外部事象防護対象施設のうち、建屋等による飛来物防護が期待できない外部事象防護対象施設については、設計竜巻による荷重が作用するおそれがあるため、竜巻の影響を考慮する施設として以下のとおり選定する。なお、建屋等による防護が期待できない外部事象防護対象施設は、損傷する可能性がある屋内の外部事象防護対象施設及

② a

び損傷する可能性のある開口部付近の外部事象防護対象施設を竜巻の影響を考慮する施設とする。

a. 損傷する可能性がある屋内の外部事象防護対象施設

原子炉建屋原子炉棟は、竜巒による気圧低下により、原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放され、外壁開口部が発生し、設計竜巒荷重が建屋内の防護対象施設に作用する可能性があるため、以下の施設を選定する。

- ・使用済燃料プール及び燃料プール冷却浄化系真空破壊弁（以下「原子炉建屋原子炉棟 6 階 設置設備」という。）

- ・燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーン

- ・非常用ガス処理系設備及び非常用ガス再循環系設備

b. 損傷する可能性がある開口部付近の外部事象防護対象施設

原子炉建屋付属棟の建屋開口部及び扉、使用済燃料乾式貯蔵建屋の建屋開口部等が飛来物の衝突により損傷し、飛来物が建屋内の外部事象防護対象施設に衝突する可能性があるため、以下の施設を選定する。

- ・中央制御室換気系隔離弁、ファン（空気調和器含む。）及びフィルタユニット（以下「原子炉建屋付属棟 3 階中央制御室換気空調設備」という。）

- ・非常用電源盤（電気室）

- ・原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部）

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器

- ・使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン

外部事象防護対象施設のうち竜巒の影響を考慮する施設の選定フローを図 3-1 に示す。

3.2 重大事故等対処設備

屋外に設置又は保管している重大事故等対処設備は、竜巒の影響を受けることから、全ての重大事故等対処設備を竜巒の影響を考慮する施設として選定する。

屋外に設置する具体的な重大事故等対処設備については、添付書類「V-1-1-2-別添 1 屋外に設置されている重大事故等対処設備の抽出」に示す。また、設計竜巒の風圧力による荷重に対し、固縛対象の選定の考え方については、「4.2 屋外の重大事故等対処設備」に示す。

② a

3.3 防護対策施設

外部事象防護対象施設の損傷防止のために防護措置として設置する施設を、竜巒の影響を考慮する施設として選定する。

- ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフエンタファン防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）

- ・中央制御室換気系冷凍機防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）

- ・海水ポンプエリア防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）

② a

- ・中央制御室換気系開口部防護対策施設（防護鋼板及び架構）

- ・原子炉建屋外側ブローアウトパネル防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）

- ・原子炉建屋付属棟軽量外壁部防護対策施設（防護鋼板）

② a

- ・原子炉建屋付属棟開口閉鎖部防護対策施設（防護鋼板）
- ・使用済燃料乾式貯蔵容器防護対策施設（防護ネット及び架構（車両防護柵を含む。））

3.4 竜巻より防護すべき施設を内包する施設

屋内に設置している竜巻より防護すべき施設は、建屋にて防護されることから、竜巻より防護すべき施設の代わりに竜巻より防護すべき施設を内包する施設を、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。

- ・タービン建屋（気体廃棄物処理系隔離弁等を内包する建屋）
- ・使用済燃料乾式貯蔵建屋（使用済燃料乾式貯蔵容器を内包する建屋）
- ・軽油貯蔵タンク室（軽油貯蔵タンクを内包する構造物）
- ・排気筒モニタ建屋（排気筒モニタを内包する建屋）

3.5 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設

外部事象防護対象施設等の機能に、機械的影響、機能的影響の観点から、波及的影響を及ぼす可能性がある施設を抽出する。

(1) 機械的影响を及ぼす可能性がある施設

外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼす可能性がある施設として、外部事象防護対象施設を内包する施設に隣接し、外部事象防護対象施設を内包する施設との接触により、外部事象防護対象施設に損傷を及ぼす可能性がある外部事象防護対象施設を内包しない施設及び倒壊により外部事象防護対象施設に損傷を及ぼす可能性がある施設を竜巻の影響を考慮する施設として抽出する。

倒壊により外部事象防護対象施設に損傷を及ぼす可能性がある施設としては、施設高さが低い施設は倒壊しても外部事象防護対象施設に影響を与えないため、当該施設の高さと外部事象防護対象施設までの最短距離を比較することにより選定する。

また、竜巻の風圧力により飛来物となる可能性がある屋外の重大事故等対処設備及び資機材等のその他の施設についても機械的影響を及ぼす可能性がある施設として選定する。

a. 外部事象防護対象施設を内包する施設に隣接し外部事象防護対象施設を内包する施設との接触により外部事象防護対象施設に損傷を及ぼす可能性がある施設

外部事象防護対象施設に隣接し、外部事象防護対象施設を内包する施設と接触する可能性がある以下の施設を選定する。

- ・サービス建屋（原子炉建屋及びタービン建屋に隣接する施設）

b. 倒壊により外部事象防護対象施設等に損傷を及ぼす可能性がある施設

倒壊により外部事象防護対象施設等に損傷を及ぼす可能性のある以下の施設を選定する。

- ・海水ポンプエリア防護壁（海水ポンプ室近傍の施設）
- ・鋼製防護壁（海水ポンプ室近傍の施設）

c. その他の施設

その他、竜巻の風圧力により機械的影響を及ぼす可能性があるものとして、以下の施設を選定する。

- ・発電所敷地の屋外に保管する資機材、重大事故等対処設備等

屋外の重大事故等対処設備は、飛来した場合に外部事象防護対象施設や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させる可能性のある設備について、固縛等の飛来物発生防止対策を実施する。また、運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物より大きな資機材等（屋外の重大事故等対処設備を除く。）についても、固縛等の飛来物発生防止対策を実施する。

具体的な固縛対象物については、「4. 竜巻防護のための固縛対象物の選定」に示す。

(2) 機能的影響を及ぼす可能性がある施設

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設のうち、機能的影響を及ぼす可能性がある施設として、外部事象防護対象施設の屋外の付属設備を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。

a. 外部事象防護対象施設の屋外の付属設備

外気と繋がっており、竜巻の風圧力及び気圧差による影響を受ける可能性があり、外部事象防護対象施設の付属配管である以下の施設を選定する。

- ・非常用ディーゼル発電機排気消音器及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機排気消音器（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）排気消音器」という。）（ディーゼル発電機等の付属設備）
- ・非常用ディーゼル発電機排気配管、非常用ディーゼル発電機燃料デイタンクベント管、非常用ディーゼル発電機機関ベント管及び非常用ディーゼル発電機潤滑油サンプタンクベント管並びに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機排気配管、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料デイタンクベント管、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機機関ベント管及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機潤滑油サンプタンクベント管（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）付属排気配管及びベント配管」という。）（ディーゼル発電機等の付属設備）
- ・残留熱除去系海水系配管（放出側）（残留熱除去系海水系ポンプの付属設備）
- ・非常用ディーゼル発電機用海水配管（放出側）及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水配管（放出側）（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水配管（放出側）」といふ。）（非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプの付属設備）

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の選定フローを、図 3-2 に示す。

②b

3.6 竜巻随伴事象を考慮する施設

火災を考慮する施設として油を内包する屋外の危険物貯蔵施設や残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプを選定し、溢水を考慮する施設として屋外タンク等を選定し、外部電源喪失事象を考慮する施設として送電線を選定する。

V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針

(j) 非常用ガス処理系排気筒

非常用ガス処理系排気筒は、設計竜巻の風圧力に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、放射性物質の放出低減機能を維持する設計とし、設計飛来物の衝突による損傷に対し、閉塞することはないこと及び補修が可能な設計とすることにより、設計基準事故時における安全機能を損なわない設計とすることを機能設計上の性能目標とする。

非常用ガス処理系排気筒は、設計竜巻の風圧力による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、原子炉建屋の壁面や排気筒の支持架構等にサポートで支持し、主要な構造部材が流路を確保する機能を維持可能な構造強度を有することを構造強度設計上の性能目標とする。

なお、設計竜巻の気圧差については、外気と通じており気圧差は発生しないことから考慮しない。

②a

(k) 原子炉建屋

原子炉建屋は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、放射性物質の閉じ込め機能及び放射線の遮蔽機能を維持すること、更に原子炉建屋は、竜巻より防護すべき施設を内包する施設でもあるため、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、設計飛来物が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止可能なものとし、竜巻より防護すべき施設として必要な機能を損なわないよう、波及的影響を与えないものとすることを機能設計上の性能目標とする。

原子炉建屋は、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により閉じ込め機能を維持可能な構造強度を有すること、設計飛来物が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止するために、設計飛来物が竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材を貫通せず、また、竜巻より防護すべき施設に波及的影響を与えるために、竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材自体の転倒及び脱落が生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

(l) 排気筒モニタ

排気筒モニタは、設計竜巻に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、放射性気体廃棄物処理施設の破損の検出機能を維持する設計としているが、竜巻を起因として放射性廃棄物処理施設の破損が発生することはないため、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、設計基準事故時における安全機能を損なわない設計とすることを機能設計上の性能目標とする。

(m) 放水路ゲート

放水路ゲートは、設計竜巻に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、津波の流入を防ぐための閉止機能を維持する設計としているが、竜巻を起因として津波が発生することはないため、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、設計基準事故時における安全機能を損なわない設計とすることを機能設計上の性能目標とする。

(2) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設

a. 施設

- (a) 角ダクト及び丸ダクト（中央制御室換気系ダクト，非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系ダクト及び原子炉建屋換気系ダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部））
- (b) 隔離弁（中央制御室換気系隔離弁及び原子炉建屋換気系隔離弁（原子炉建屋原子炉棟貫通部））
- (c) ファン（中央制御室換気系フィルタ系ファン）

b. 要求機能

外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，施設の安全性を損なわないことが要求される。

② a

c. 性能目標

- (a) 角ダクト及び丸ダクト（中央制御室換気系ダクト，非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系ダクト及び原子炉建屋換気系ダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部））

外気と繋がっている中央制御室換気系，非常用ディーゼル発電機室換気系，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系及び原子炉建屋換気系（原子炉建屋原子炉棟貫通部）の角ダクト及び丸ダクトは，設計竜巻の気圧差に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，換気空調を行う機能又は放射性物質の放出低減機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。

外気と繋がっている中央制御室換気系，非常用ディーゼル発電機室換気系，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系及び原子炉建屋換気系（原子炉建屋原子炉棟貫通部）の角ダクト及び丸ダクトは，設計竜巻の気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，原子炉建屋の壁面等にサポートで支持し，主要な構造部材が流路を確保する機能を維持可能な構造強度を有する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

なお，設計竜巻による風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重については，建屋及び防護対策施設により防護されることから考慮しない。

- (b) 隔離弁（中央制御室換気系隔離弁及び原子炉建屋換気系隔離弁（原子炉建屋原子炉棟貫通部））

外気と繋がっている中央制御室換気系及び原子炉建屋換気系（原子炉建屋原子炉棟貫通部）の隔離弁は，設計竜巻の気圧差に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，換気空調を行う機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。

外気と繋がっている中央制御室換気系及び原子炉建屋換気系（原子炉建屋原子炉棟貫通部）の隔離弁は，設計竜巻の気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，中央制御室換気系及び原子炉建屋換気系（原子炉建屋原子炉棟貫通部）のダクトに固定し，開閉可能な機能及び閉止性の維持を考慮して主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

なお、設計竜巻による風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重については、建屋及び防護対策施設により防護されることから考慮しない。

(c) ファン（中央制御室換気系フィルタ系ファン）

外気と繋がっている中央制御室換気系フィルタ系ファンは、設計竜巻の気圧差に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、換気空調を行う機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。

外気と繋がっている中央制御室換気系フィルタ系ファンは、設計竜巻の気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、原子炉建屋の床面等の基礎に固定し、主要な構造部材が中央制御室の冷却に必要な風量を送風する機能を維持可能な構造強度を有する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

なお、設計竜巻による風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重については、建屋及び防護対策施設により防護されることから考慮しない。

② a

(3) 建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設

中央制御室換気空調設備、非常用電源盤、原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部）並びに使用済燃料乾式貯蔵容器及び使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーンは、設計竜巻の風圧力及び気圧差に対し、建屋によって防護可能であるが、建屋の構造部材の一部である扉及び搬入開口部については設計飛来物の衝突に対し、防護機能は期待できない。これらの施設は、設計飛来物等の衝突に対して構造強度により安全機能を維持できないことから、設計飛来物等を外部事象防護対象施設に衝突させないことを目的として原子炉建屋付属棟開口閉鎖部防護対策施設（防護鋼板）を設置又は竜巻の影響に対する防護機能を期待する扉を設置する。

原子炉建屋原子炉棟6階設置設備は、設計竜巻による気圧低下により、原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放され、原子炉建屋原子炉棟の外壁に開口部が発生することにより、設計飛来物の衝突に対し、防護機能は期待できない。原子炉建屋原子炉棟6階設置設備は、設計飛来物の衝突に対して構造強度により安全機能を維持できないことから、設計飛来物を外部事象防護対象施設に衝突させないことを目的として防護対策施設を設置する。なお、設計竜巻の風圧力については構造的に風圧力の影響を受けないことから考慮せず、気圧差についても、外気と通じており気圧差は発生しないことから考慮しない。

非常用ガス処理系設備及び非常用ガス再循環系設備は、設計竜巻による気圧低下により、原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放されることを考慮し、当該設備が配置される区画の原子炉建屋外側ブローアウトパネルの撤去及び開口部の閉止により、建屋により防護され、安全機能は損なわない設計とする。

防護対策施設については、「3.2 防護対策施設」に、竜巻の影響に対する防護機能を期待する扉については、「3.1 屋外の外部事象防護対象施設」において、原子炉建屋の一部として記載する。

a. 施設

(a) 燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーン

b. 要求機能

建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は、設計竜巻

② a

の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、施設の安全性を損なわないことが要求される。

c. 性能目標

燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーンは、設計竜巻による気圧低下により、原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放され、原子炉建屋原子炉棟の外壁に開口部が発生し、設計飛来物に対して、構造強度により安全機能を維持できないことから、設計飛来物を外部事象防護対象施設に衝突させないことを目的として、原子炉建屋外側ブローアウトパネル防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）を設置する。

防護対策施設については、「3.2 防護対策施設」に記載する。

(a) 燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーン

燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーンは、設計竜巻の風圧力及び防護ネットを通過する飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、燃料の落下を防止すること及び近傍の外部事象防護対象施設に転倒による影響を及ぼさないことを機能設計上の性能目標とする。

② a

3.2 防護対策施設

(1) 施設

- 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）
- 中央制御室換気系冷凍機防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）
- 海水ポンプエリア防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）
- 中央制御室換気系開口部防護対策施設（防護鋼板及び架構）
- 原子炉建屋外側ブローアウトパネル防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）
- 原子炉建屋付属棟軽量外壁部防護対策施設（防護鋼板）
- 原子炉建屋付属棟開口閉鎖部防護対策施設（防護鋼板）
- 使用済燃料乾式貯蔵容器防護対策施設（防護ネット及び架構（車両防護柵を含む。））

(2) 要求機能

防護対策施設は、設計竜巻の風圧力、気圧差による荷重及び設計飛来物等の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、外部事象防護対象施設が必要な機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設に設計飛来物等が衝突することを防止し、また、外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないことが要求される。

(3) 性能目標

- 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）
非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設は、防護ネット、防護鋼板及び架構で構成し、設計竜巻の風圧力及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、設計飛来物が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止可能なものとし、また、外部事象防護対象施設が有する安全機能を損なわないよう、波及的影響を与えないことを機能設計上の性能

圧力及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、設計飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止可能なものとし、また、外部事象防護対象施設が必要な機能を損なわないよう、波及的影響を与えないことを機能設計上の性能目標とする。

② a

中央制御室換気系開口部防護対策施設のうち防護鋼板は、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物の鋼製材による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、設計飛来物の鋼製材が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために、設計飛来物が防護鋼板を構成する主要な構造部材を貫通せず、十分な構造強度を有する設計とし、また、外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないために、防護鋼板を構成する部材自体の転倒及び脱落を生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

中央制御室換気系開口部防護対策施設のうち架構は、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物の鋼製材による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、設計飛来物の鋼製材が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために、設計飛来物が架構の外殻を構成する主要な構造部材を貫通せず、防護鋼板を支持する機能を維持可能な構造強度を有する設計とし、また、外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないために、架構の外殻を構成する部材自体の転倒及び脱落を生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

なお、設計竜巻による気圧差による荷重については、外気と通じており気圧差は発生しないことから考慮しない。

e. ブローアウトパネル防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）

ブローアウトパネル防護対策施設は、防護ネット、防護鋼板及び架構で構成し、設計竜巻の風圧力及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、設計飛来物が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止可能なものとし、また、外部事象防護対象施設が有する安全機能を損なわないよう、波及的影響を与えないことを機能設計上の性能目標とする。

ブローアウトパネル防護対策施設のうち防護ネットは、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物の鋼製材による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、設計飛来物の鋼製材が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために、主要な部材が破断せず、たわみが生じても、設計飛来物の鋼製材が外部事象防護対象施設と衝突しないよう捕捉できる設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

ブローアウトパネル防護対策施設のうち防護鋼板は、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物の鋼製材による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、設計飛来物の鋼製材が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために、設計飛来物が防護鋼板を構成する主要な構造部材を貫通せず、十分な構造強度を有する設計とし、また、外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないために、防護鋼板を構成する部材自体の転倒及び脱落を生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

ブローアウトパネル防護対策施設のうち架構は、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物の鋼製材による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、設計飛来物の鋼製材が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために、設計飛来物がブローアウト

(2)a

パネル防護対策施設の外殻を構成する部材を貫通せず、防護ネット及び防護鋼板を支持する機能を維持可能な構造強度を有する設計とし、また、外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないために、架構の外殻を構成する部材自体のブローアウトパネルへの衝突、転倒及び脱落を生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

なお、設計竜巻による気圧差による荷重については、外気と通じており気圧差は発生しないことから考慮しない。

f. 原子炉建屋付属棟軽量外壁部防護対策施設（防護鋼板）

原子炉建屋付属棟軽量外壁部防護対策施設は、防護鋼板で構成し、設計竜巻の風圧力及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、設計飛来物が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止可能なものとし、また、外部事象防護対象施設が有する安全機能を損なわないよう、波及的影響を与えないことを機能設計上の性能目標とする。

原子炉建屋付属棟軽量外壁部防護対策施設のうち防護鋼板は、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物の鋼製材による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、設計飛来物の鋼製材が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために、設計飛来物が防護鋼板を構成する主要な構造部材を貫通せず、十分な構造強度を有する設計とし、また、外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないために、防護鋼板を構成する部材自身の転倒及び脱落を生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

g. 原子炉建屋付属棟開口閉鎖部防護対策施設（防護鋼板）

原子炉建屋付属棟開口閉鎖部防護対策施設は、防護鋼板で構成し、設計竜巻の風圧力及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、設計飛来物が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止可能なものとし、また、外部事象防護対象施設が有する安全機能を損なわないよう、波及的影響を与えないことを機能設計上の性能目標とする。

原子炉建屋付属棟開口閉鎖部防護対策施設のうち防護鋼板は、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物の鋼製材による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、設計飛来物の鋼製材が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために、設計飛来物が防護鋼板を構成する主要な構造部材を貫通せず、十分な構造強度を有する設計とし、また、外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないために、防護鋼板を構成する部材自身の転倒及び脱落を生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

h. 使用済燃料乾式貯蔵容器防護対策施設（防護ネット及び架構（車両防護柵を含む。））

使用済燃料乾式貯蔵容器防護対策施設は、防護ネット及び架構（車両防護柵を含む。）で構成し、設計竜巻の風圧力及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、設計飛来物及び隣接事業所からの飛来物として想定する車両が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止可能なものとし、また、外部事象防護対象施設が有する安全機能を損なわないよう、波及的影響を与えないことを機能設計上の性能目標とする。

使用済燃料乾式貯蔵容器防護対策施設のうち防護ネットは、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物の鋼製材による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、設計飛来物の鋼製材が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために、主要な部材が破

とし、設計飛来物の衝突に対し、残留熱除去系海水系配管（放出側）が機能の一部を喪失しても速やかに外部事象防護対象施設の安全機能を復旧する設計とすることを機能設計上の性能目標とする。

残留熱除去系海水系配管（放出側）は、設計竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、海水放出機能を維持するために、サポート又は架台による支持で固定し、主要な構造部材が海水放出機能を維持可能な構造強度を有することを構造強度設計上の性能目標とする。

- (d) 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水配管（放出側）

非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水配管（放出側）は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物による衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、機能的な波及的影響により、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプが必要な機能を損なわないように、設計竜巻の風圧力及び気圧差に対し、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水配管（放出側）が海水放出の機能を維持する設計とし、設計飛来物の衝突に対し、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水配管（放出側）が機能の一部を喪失しても速やかに外部事象防護対象施設の安全機能を復旧する設計とすることを機能設計上の性能目標とする。

非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水配管（放出側）は、設計竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、海水放出機能を維持するために、サポート又は架台による支持で固定し、主要な構造部材が海水放出機能を維持可能な構造強度を有することを構造強度設計上の性能目標とする。

②b 3.5 竜巻随伴事象を考慮する施設

(1) 施設

- a. 屋外の危険物貯蔵施設（火災）
- b. 残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ（火災）
- c. 屋外タンク等（溢水）
- d. 送電線（外部電源喪失）

(2) 要求機能

竜巻随伴事象を考慮する施設は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、竜巻随伴事象により外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれのないことが要求される。

(3) 性能目標

- a. 屋外の危険物貯蔵施設（火災）

屋外の危険物貯蔵施設は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、

央制御室の空調用冷水を冷却する機能及びディーゼル発電機補機を冷却する機能を維持するため、流路を確保する機能を維持する設計とする。

j. 非常用ガス処理系排気筒の設計方針

非常用ガス処理系排気筒は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1(1)c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。

非常用ガス処理系排気筒は、設計竜巻の風圧力及び気圧差に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、放射性物質の放出低減機能を維持するため、流路を確保する機能を維持する設計とする。

また、非常用ガス処理系排気筒は、設計飛来物の衝突に対し、貫通により高所での放射性物質放出機能を喪失する可能性があることから、屋外の資機材等に飛来物発生防止対策を実施し、飛来物となるものが少なくなるように運用することに加え、竜巻通過後において、補修等の対応が取れる配置とし、運転管理等の運用の措置により速やかに機能を復帰する運用とする。

②a k. 原子炉建屋の設計方針

原子炉建屋は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1(1)c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。

原子炉建屋は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、放射性物質の閉じ込め機能及び放射線の遮蔽機能を維持する設計とする。また、竜巻から防護すべき施設を内包する施設でもあるため、設計飛来物が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止するために、竜巻より防護すべき施設を建屋内に設置し、また、竜巻より防護すべき施設に波及的影響を与えないために、竜巻から防護すべき施設に対し一定の離隔を有する設計とする。

l. 排気筒モニタの設計方針

排気筒モニタは、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1(1)c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。

排気筒モニタは、竜巻通過後において、補修等の対応が取れる配置とし、運転管理等の運用の措置により速やかに機能を復帰する運用とする。

m. 放水路ゲートの設計方針

放水路ゲートは、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1(1)c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。

放水路ゲートは、竜巻通過後において、補修等の対応により速やかに機能を復帰し、速やかな補修等が困難と判断された場合には、プラントを停止する運用とする。

(2) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設

a. 角ダクト及び丸ダクト（中央制御室換気系ダクト、非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系ダクト及び原子炉建屋換気系ダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部））の設計方針

角ダクト及び丸ダクト（中央制御室換気系ダクト、非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系ダクト及び原子炉建屋換気系ダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部））は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1(2)c.